

平成 25 年版レポート

海 難 審 判



海難審判所

Japan Marine Accident Tribunal

国土交通省

卷頭言

平素から海難審判行政に対するご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

平成 20 年 10 月、それまでの海難原因の究明を目的とした海難審判法にかわり、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士、小型船舶操縦士、水先人に対する懲戒を行うため、審判の手続等を定め、もって海難の発生防止に寄与することを目的とする改正海難審判法が施行され、また国土交通省の特別の機関として海難審判所が置かれ、その任務は、海難を発生させた海技士等に対する行政処分を行うための調査と審判を行うことへと変わりましたが、以来 5 年余りを経て、新しい海難審判制度は、関係者の皆様のご協力により定着しつつあると考えています。

このように、法の目的は変わりましたが、新たな海難審判制度においても、旧制度下同様海難そのものの原因を明らかにしなければならないことは言うまでもなく、そのための十分な調査と厳正な審判が行われています。

また、裁決においては、調査・審判を経て明らかとなった海難発生に至るまでの事象と当事者が置かれた状況から海難の原因を特定し、場合によっては複数あるそれら原因の中から、関係者の行為やその理由などを明示して故意又は過失が認められた海技士等を懲戒しています。

このため、海難審判の裁決は、多種多様な個々の海難について、事件に關係した船や人に關する事実やその背景、事故発生の経過を詳細に表し、なぜ事故に至ったのか、人の行為のどこに問題があったのかなどを明らかにしており、当該事件の関係者のみならず、船舶の運航に關わる方々が、海上の現場で遭遇する様々な状況において想起すべき教訓が凝縮されています。

海難審判所では、こうした教訓を広く生かすべく、平成 24 年中に言渡しのあった裁決の中から、船舶の運航に關わる方々の参考になると思われる事例を紹介し、あわせて同年中の海難の発生状況、海難事故の調査、審判及び裁決の状況等審判業務の現状を統計的に整理し「平成 25 年版レポート 海難審判」として取りまとめました。

本書が海難防止の、また、海難審判所の現状と海難審判行政に対する皆様のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成 25 年 12 月 海難審判所長

平成 25 年版レポート
海 難 審 判
もくじ

卷頭言

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	3
海難の調査と審判	5
1 海難調査	5
(1) 海難の認知、立件及び調査	5
(2) 海難審判法の対象となる海難	5
(3) 審判開始の申立て	7
2 海難審判	8
裁決の状況と原因	10
1 裁決の状況	10
(1) 海難種類別裁決件数	10
(2) 裁決における船種・海難種類別隻数	10
(3) 免許種類別懲戒の状況	11
2 裁決における原因	12
横切り船の航法不遵守による海難の裁決事例	13
視界制限状態における船舶の航法不遵守による海難の裁決事例	17
各種船舶間の航法不遵守による海難の裁決事例	21
船種別海難	23
(1) 旅客船	23
(2) 貨物船	23
(3) 油送船	23
(4) 漁船	24
(5) プレジャーボート	24
貨物船による海難の裁決事例	25
油送船による海難の裁決事例	29
遊漁船と漁船による海難の裁決事例	33
漁船による海難の裁決事例	35
プレジャーボートによる海難の裁決事例	39
トピックス	
1 J M A T ニュースレター	43
2 海難審判所ホームページ	43
3 子どもたちへの広報活動	43

資料編

資料 1	海難種類別原因分類	44
資料 2	船種別原因分類	45
資料 3	発生水域別件数	46
資料 4	特定港及び湖・河川における海難種類別発生件数	46
資料 5	主要水道における海難種類別発生件数	48
資料 6	主要海域における海難種類別発生件数	48
資料 7	沿岸海域及び領海外における海難種類別発生件数	49
資料 8	船種・海難種類別発生隻数	50
資料 9	海難種類・トン数別発生隻数	51
資料 10	船種・トン数別発生隻数	52
資料 11	海難種類別・死傷者等の状況	53
資料 12	船種別・死傷者等の状況	54
資料 13	船種・海難種類別申立て隻数	55
資料 14	裁決におけるトン数・船種別隻数	56

海難審判所の現状

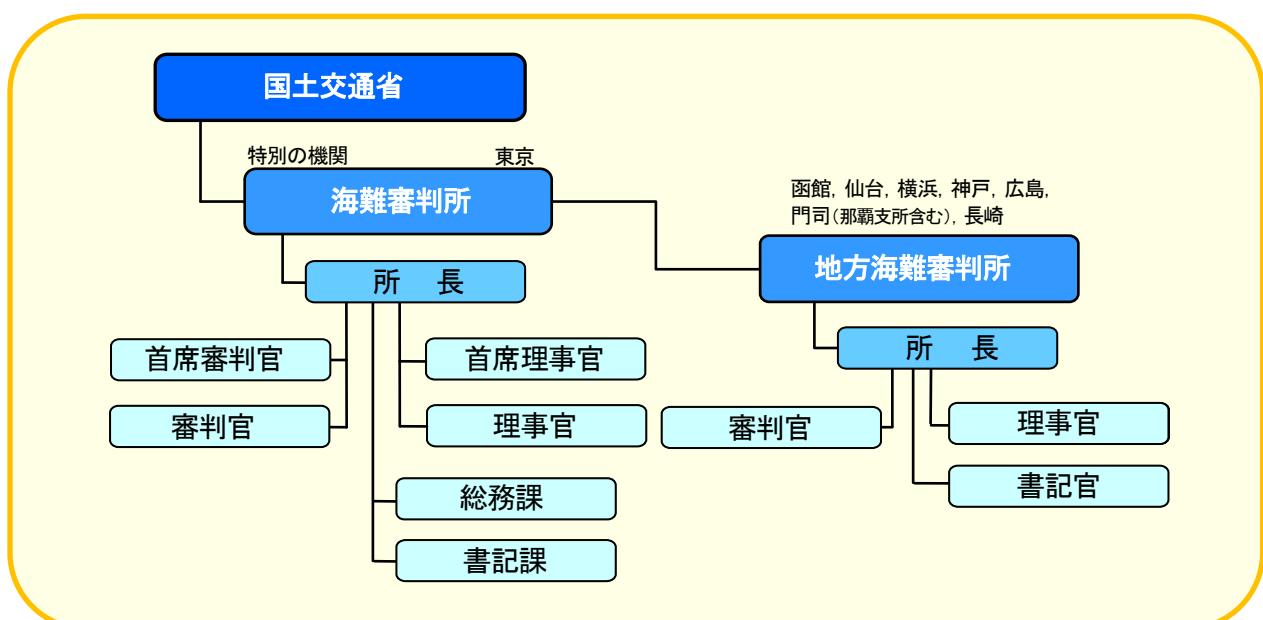
1 海難審判制度の目的と任務

海難審判法は、第1条において「職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的とする。」と、その法の目的を定め、第8条において「海難審判所は、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。」として海難審判所の任務を定めています。そして第9条において、任務を達成するための手段として海難審判所の行う調査や審判などの所掌事務を定めています。

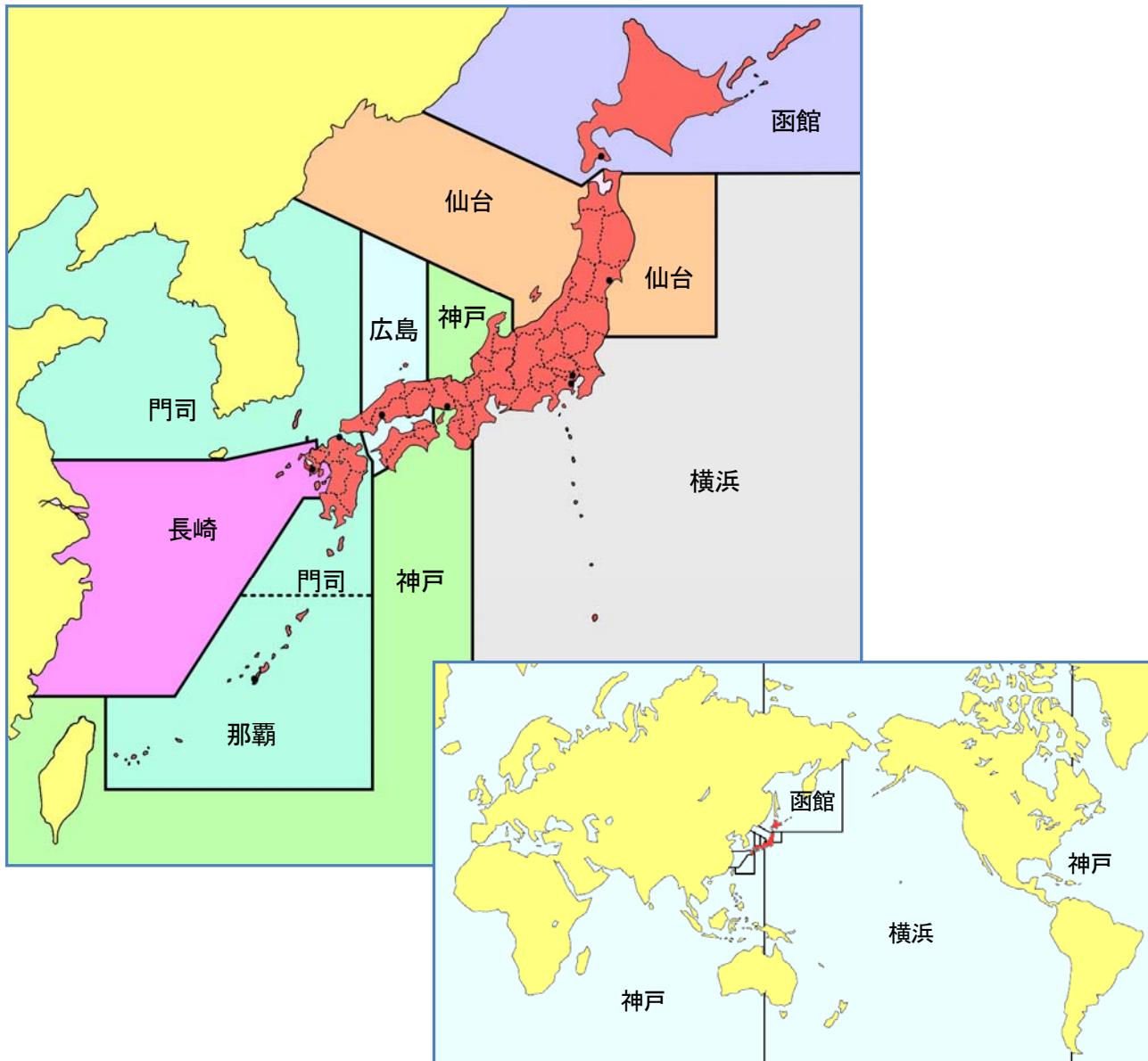
2 海難審判所の組織と管轄

海難審判所は国家行政組織法第8条の3に規定された「特別の機関」であり、海難審判法第7条によって国土交通省に置かれています。現在その組織は、25人の審判官と23人の理事官、その他の職員38人からなる86人で構成されており、東京に置かれた海難審判所と函館（北海道函館市）、仙台（仙台市）、横浜（横浜市）、神戸（神戸市）、広島（広島市）、門司（北九州市）、長崎（長崎県長崎市）の各地方海難審判所及び沖縄県那覇市に置かれた門司地方海難審判所那覇支所の全9箇所の審判所で、海難の調査や審判業務に当たっています。

組織図



地方海難審判所の管轄図



海難審判所（東京）が管轄する事件

重大な海難（海難審判法施行規則第5条）

- 1 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者又は2人以上の重傷者が発生したもの
- 2 5人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの
- 3 火災又は爆発により運航不能となったもの
- 4 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 5 次に掲げる船舶が全損となったもの
 - イ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
 - ロ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
 - ハ 総トン数100トン以上の漁船
- 6 前各号に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

3 海難審判所の現状

海難審判制度は、平成20年の法改正によってその目的が変わっただけでなく、それまでの二審制が一審制となるなどの変更がなされました。海難の原因に関わる船員等の行為を特定することや、その故意又は過失を認定すること及び懲戒の量定を判断することがいずれも容易でないことは、法改正前と何ら変わりがありません。このため現行制度においても旧制度と同様、理事官による調査・審判開始申立てと、海難関係人が列席する対審形式の審判とにより、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失を認定して懲戒を行っており、海難審判の方法や手続が大きく変わったわけではありません。

また、海難審判所では社会情勢の変化や国民のニーズに応えるため、審判手続などを見直し、改善するとともに、新たな調査技術の導入などを進めています。

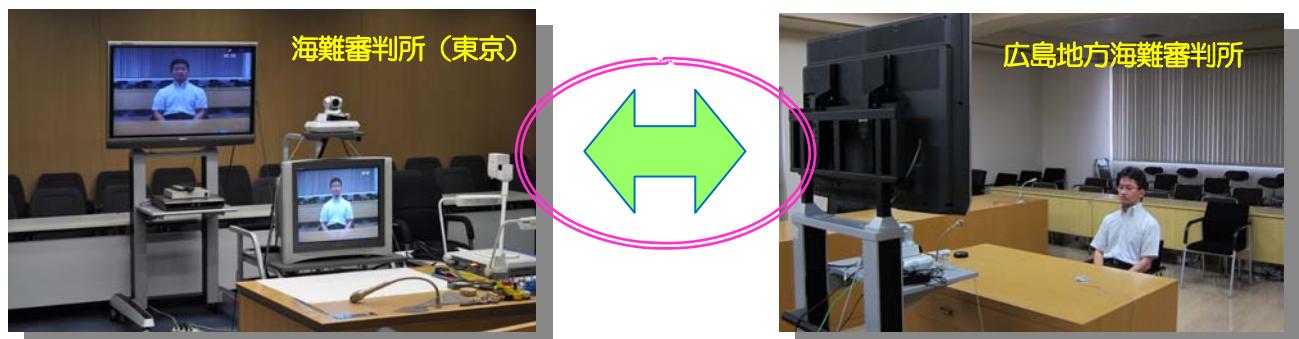
① テレビ会議システムを活用した関係者の利便性の向上及び業務の効率化

受審人等が遠隔地に居住しているなどの理由で審判を開廷する地方海難審判所に出廷することが困難なときは、居住地等の最寄りの海難審判所又は地方海難審判所のテレビ会議システムを利用して審判を受けることができます。テレビ会議システムは、理事官の面接調査においても活用されており、いずれの場合も関係者の時間的・経済的な負担の軽減等に役立っています。

② GPS・AIS・VDR等航海機器類のデータの活用による調査精度の向上

③ ホームページの充実による情報発信及び意見の収集

テレビ会議システムによる審判の様子（東京↔広島の場合）



審判官や理事官、補佐人は、事件を管轄する海難審判所の審判廷に列席して審判を行います。

受審人等の方は、ご自宅の近くなど都合のよい審判所（ここでは広島地方海難審判所を例にしています。）の審判廷で、テレビ会議システムを通じて、審判官や理事官等の質問の受け答えなどします。

海難審判の手続き ～管轄と管轄移転～

海難審判法第 16 条第 1 項は、別に省令で定める重大な海難を除き、事故の発生した場所を管轄する地方海難審判所がその海難を取り扱うことを規定しています。

海難審判法第 16 条（事件の管轄）第 1 項

審判に付すべき事件のうち、旅客の死亡を伴う海難その他の国土交通省令で定める重大な海難以外の海難に係るものは、当該海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所（海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所）が管轄する。

管轄の具体的な範囲は省令に委ねられており、その概略は本レポート 2 ページの図で表したとおりです。一方、第 1 項の前段において国土交通省令で定めるとした“重大な海難”については、東京に置かれた海難審判所が、その発生地点にかかわらずこれを取り扱うこととなっています。“重大な海難”的具体的な基準は 2 ページの囲みをご覧ください。

ところで、事件を管轄する審判所は、発生地点によって決まるため、遠方に居住する関係者にとっては、審判に出廷するには不便な場合があります。

法は、このような場合に管轄の移転を求めることがあります。

海難審判法第 18 条（管轄の移転）

理事官又は受審人は、国土交通省令の定めるところにより、海難審判所長に管轄の移転を請求することができる。

2 海難審判所長は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便宜があると認めるときは、管轄を移転することができる。

なお、法は管轄移転を請求する理由について特段の条件を付していませんが、別途省令において、請求にあたっては理由を明らかにして書面をもって行う等の手続きを定めており、管轄移転を認めるか否かは、海難審判所が他の関係者の意見を聞いたうえ、請求理由の妥当性等を勘案して決定することになっています。

また、前ページでも触っていますが、全国 8 箇所の地方審判所と東京の海難審判所に TV 会議システムが導入されており、これをを利用して管轄を移転せず審判を受けることもできます。審判を受ける方は、自宅の最寄りの地方審判所や、休暇で下船した港近くの地方審判所などで審判を受けることも可能です。手続きの詳細は、当所ホームページをご覧ください。

海難審判所ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jmat/>

〔 いざれにせよ、お手元に海難審判関係の書類が届いた場合には、まずは管轄する海難審判所にお尋ねください。 〕

海難の調査と審判

1 海難調査

(1) 海難の認知、立件及び調査

海難審判所及び全国 8 箇所の地方海難審判所等の理事官は、関係行政機関からの報告や新聞・テレビの報道等によって海難の発生を認知すると、直ちに事実関係の調査を開始し、その海難が海技士等の職務上の故意又は過失によって発生したと認めたときには、これを事件として更に調査を行って証拠を集取します。

海難は、人の行為、船舶の構造や設備、性能、運航や管理の形態、労働環境、海上環境、自然現象の諸要素が複合して発生することが多いことから、理事官は、海難に関係した人（以下「海難関係人」という。）との面接調査や、船舶や発生場所などの検査を行い、また報告や帳簿書類等物件の提出を求め、関係行政機関から資料等を求めるなどし、さらに科学的な知識又は判断が必要なときは鑑定や分析等を行うなどして、事実関係や海技士等の職務上の故意又は過失の認定に必要な事項について調査します。

(2) 海難審判法の対象となる海難

海難審判法の対象となる海難は、同法第 2 条で定められており、このいづれかに該当する場合、理事官は調査を開始します。

○ 海難審判法（昭和 22 年法律第 135 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において「海難」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷
- 二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷
- 三 船舶の安全又は運航の阻害

* 「一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷」

ここでいう「船舶」とは、海難の発生の防止に寄与するという法目的から、船舶の大小・用途を問わず、人又は物を乗せて海上を航行する全ての船舟類をいい、建造中のものであっても、進水後は対象となります。

「船舶の運用」とは、航行中、錨泊中又は岸壁係留中に限らず、入渠中であっても、船舶がその目的に従って利用されている全ての場合をいいます。

また、「船舶の運用に関連した船舶の損傷」とは、船舶の運用中に発生した衝突、乗揚、転覆、火災などにより、船体、機関又は備え付けられた装置や設備の全部又は一部に生じた損傷をいいます。

* 「二 船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷」

前記第一号の損傷発生に関連して死傷が生じた場合はもちろん、船舶などに損傷を生じない場合でも、次のような場合には、対象の海難となります。

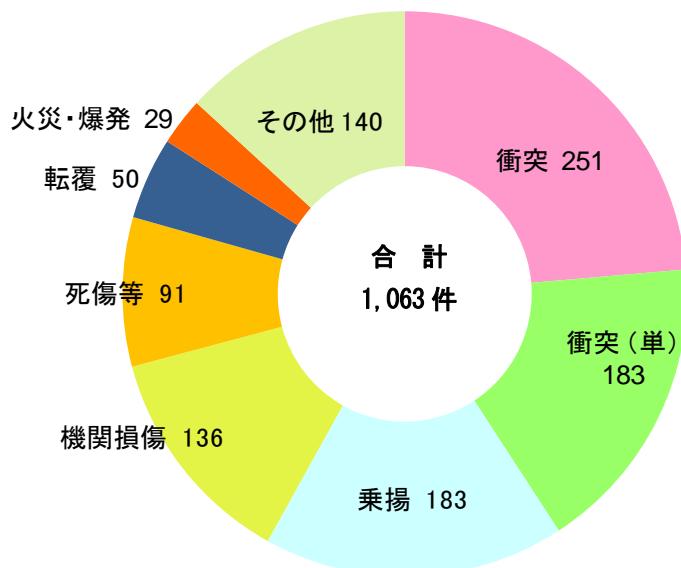
- ・船体の動搖により海中や船倉に転落して死傷した
- ・切断した係船ロープに強打されて死傷した
- ・積荷から発生したガスによる中毒や船倉内の酸欠により死傷した
- ・フェリーで自動車を誘導中、自動車に接触して死傷した

* 「三 船舶の安全又は運航の阻害」

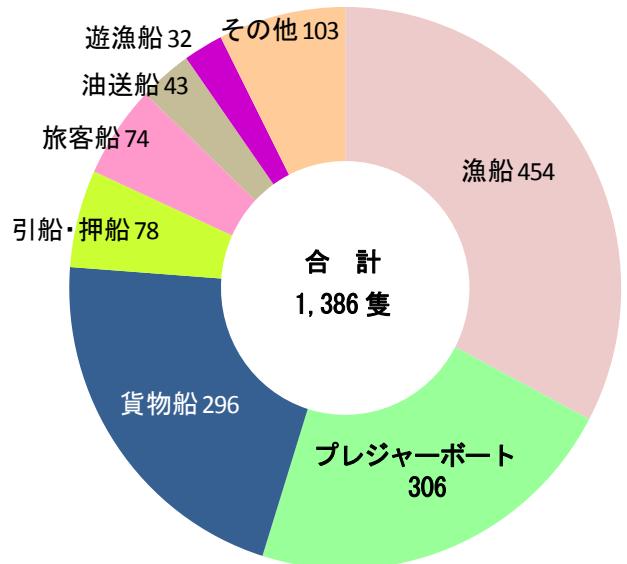
前記第一号及び第二号のほか、損傷や死傷が発生しなかったものでも、次のような場合には、対象の海難となります。

- ・荷崩れによる船体の傾斜で転覆、沈没などのそれが生じた
- ・燃料切れで機関が停止して漂流した
- ・砂州に乗り揚げ、損傷はなかったが航海を継続できなかった

平成 24 年 海難種類別立件件数



平成 24 年 船種別立件隻数



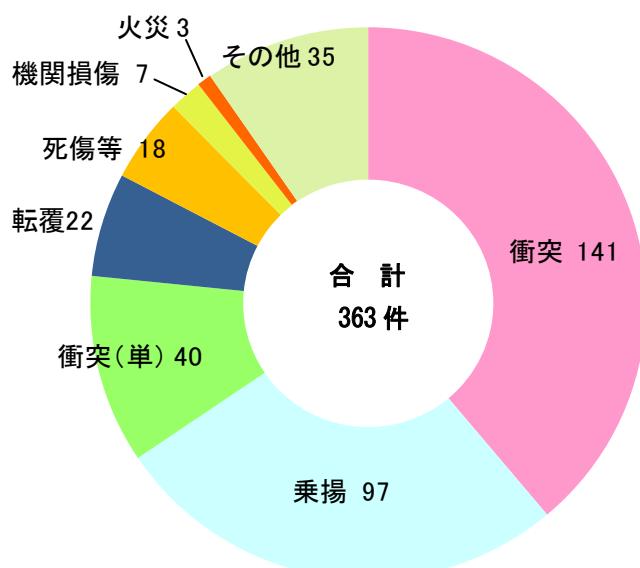
※「衝突(単)」とは、船舶が岸壁、桟橋、灯浮標等の施設、岩場、水面上に露出した沈船、漂流物（流木、氷山、その他の漂流している物）等に衝突したものの総称をいいます。なお、岩場や沈船に衝突した場合で、船舶の喫水線下に損傷を生じた場合は「乗揚」に分類しています。

(3) 審判開始の申立て

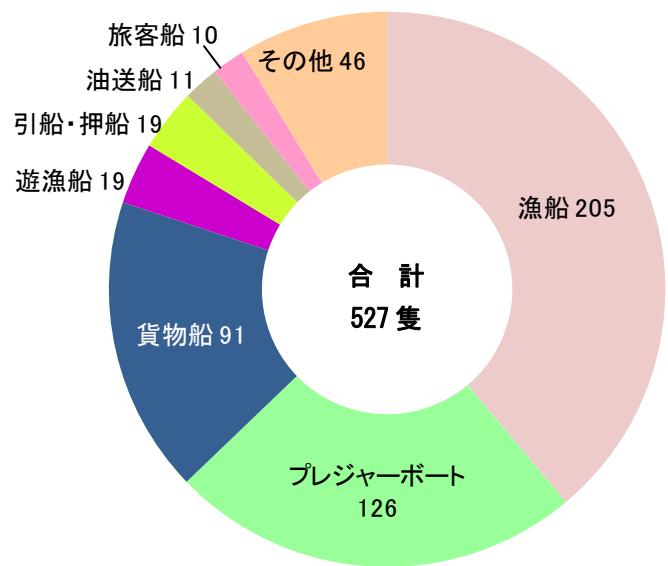
理事官は、調査の結果、海難が海技士等の職務上の故意又は過失によって発生したものであると認めたときは、その海技士等を受審人に指定して、事件を管轄する海難審判所又は地方海難審判所に審判開始の申立てを行います。また理事官は、受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するために必要があると認める場合、海技士等以外の海難関係人を指定海難関係人に指定します。

したがって、海難審判法の適用対象である海難であっても、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人といった、受審人となる者がいない場合は、審判開始の申立ては行いません。

平成 24 年 海難種類別申立て件数



平成 24 年 船種別申立て隻数



2 海難審判

理事官によって「審判開始の申立て」が行われると、海難審判所は、受審人に指定された海技士等に対する海難審判を開始します。

重大な海難（2ページの囲みを参照）の審判は、東京の海難審判所において3人の審判官で構成する合議体によって、その他の海難の審判については、地方海難審判所において通常1人の審判官によって、いずれも公開の審判廷で行われます。審判には、審判官のほかに書記、理事官が列席し、受審人及び指定海難関係人が、また、受審人等が補佐人を選任した場合には当該補佐人（以下、これらの者を「審判関係人」という。）が出廷します。

海難審判の審理は、審判関係人が審判廷で意見を陳述し、理事官が集取した証拠や、受審人、補佐人等が提出した証拠の取調べを口頭で行う口頭弁論（下の囲み記事を参照）によって行われます。

また、審理の過程で必要があれば、審判官の職権によって、又は審判関係人の申立てによって証人や鑑定人、通訳人に出廷を求めることもあります。

審理が終結すると、海難審判所は、裁決により海難の事実及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容と受審人に対する懲戒（免許の取消し、業務の停止、戒告）を言い渡します。

受審人は、この裁決に対して不服がある場合、裁決言渡しの翌日から30日以内に東京高等裁判所に裁決取消しの行政訴訟を提起することができます。

提訴が行われず裁決が確定すると、理事官が裁決に基づく懲戒を執行します。懲戒が一定期間の業務停止である場合、理事官は、懲戒を受けた受審人に対して海技免状等の提出を求め、期間満了後にこれを還付します。

海難審判の諸原則

◇公開主義◇

全ての海難審判は、誰でも自由に傍聴できます。



◇口頭弁論主義◇

当事者の主張や立証に十分な機会を与えるため、書面のやりとりではなく、審判廷で当事者が口頭により直接弁論します。

◇証拠審判主義◇

海難審判所の裁決は、海難の事実及び職務上の故意又は過失の内容を明らかにし、かつ、証拠によってその事実を認めた理由を示さなければならないことから、故意又は過失の内容や懲戒の量定を判断する根拠となる海難の事実を認定します。事実の認定にあたっては、公正を確保するため、審判廷で取り調べた証拠によらなければなりません。

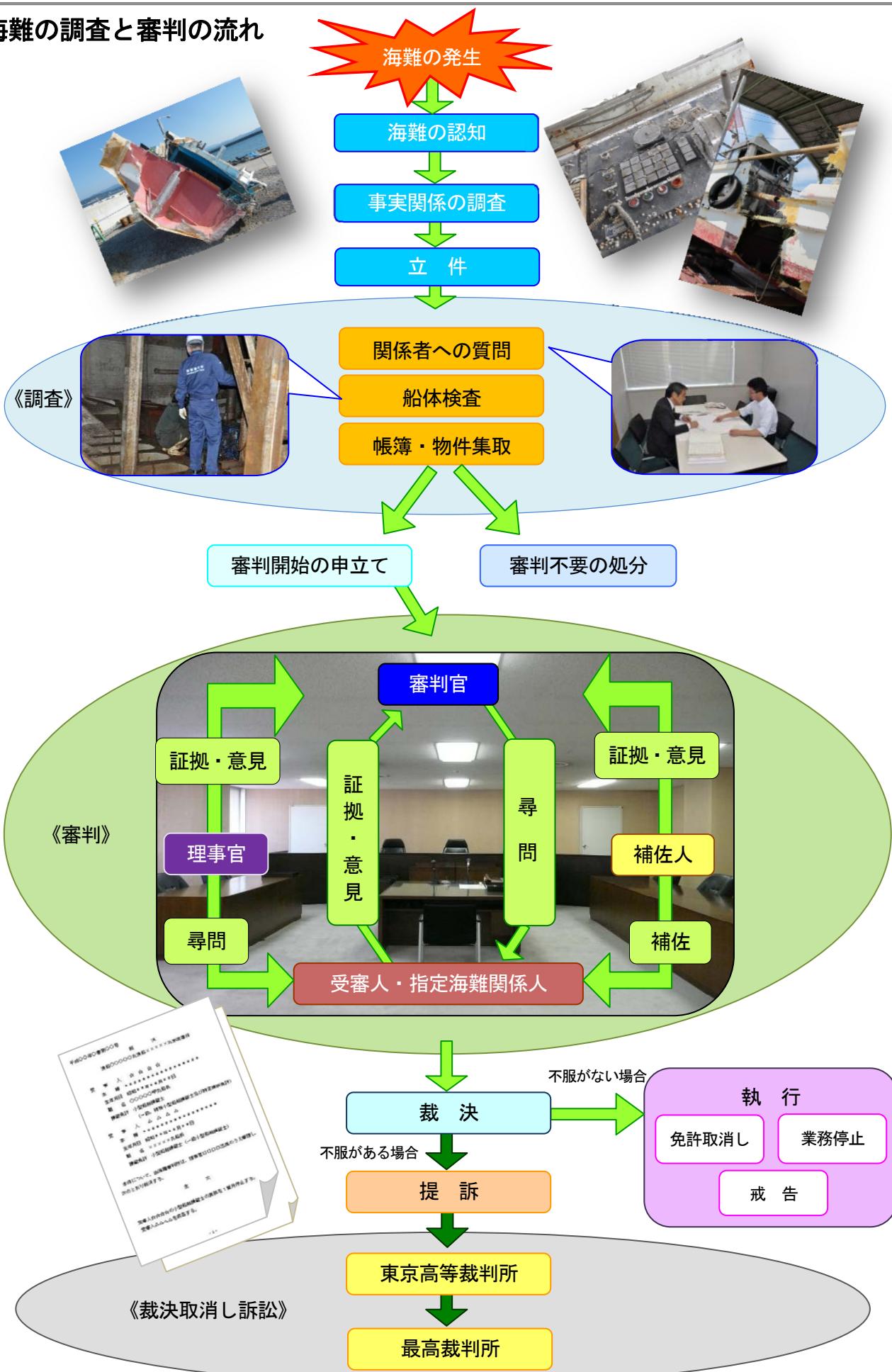
したがって、事故の現場や船上など、審判廷以外の場所で事物の検査や証人への尋問などを行った場合は、それらを書面にして審判廷で証拠調べを行わなければなりません。

◇自由心証主義◇

証拠の証明力は、審判官の自由な判断に委ねられています。

これは、証拠の証明力について、審判官の実務に基づいた経験と見識に基づく経験法則や、論理法則に従った公正な判断が期待されているということであり、恣意的な判断を許すということではありません。

海難の調査と審判の流れ

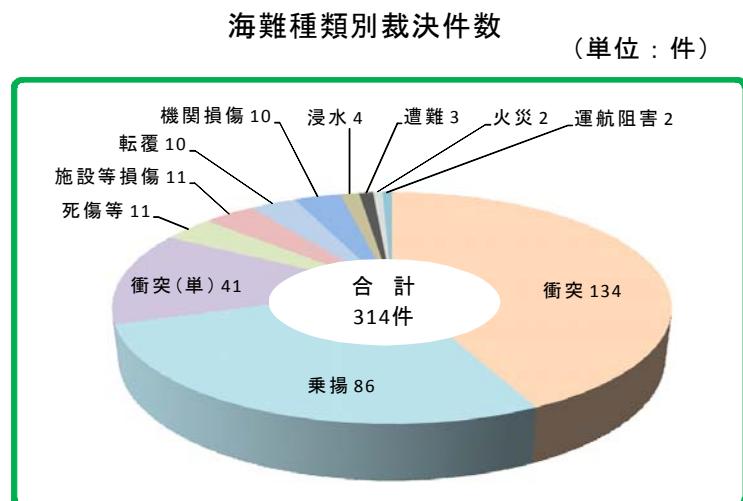


裁決の状況と原因

1 裁決の状況

(1) 海難種類別裁決件数

平成 24 年には、314 件の裁決が言い渡され、その中で衝突が 134 件と最も多く、全件数の 42.7%を占めており、以下、乗揚が 86 件(27.4%)、衝突(単)が 41 件(13.1%)、死傷等が 11 件(3.5%)、施設等損傷が 11 件(3.5%)などとなっています。



(2) 裁決における船種・海難種類別隻数

裁決の対象となった船舶は 461 隻となっており、船種別では、漁船が 179 隻で最も多く、全隻数の 38.8%を占め、次いでプレジャーボートが 106 隻(23.0%) となっています。

海難種類別では、衝突が 277 隻と最も多く、全隻数の 60.1%を占めており、次いで乗揚が 87 隻(18.9%) となっています。

裁決における船種・海難種類別隻数
(単位：隻)

船種 \ 海難種類	衝突	衝突(単)	乗揚	死傷等	施設等損傷	転覆	機関損傷	浸水	遭難	火災	運航阻害	合計
旅客船		2	1						1	1		5
貨物船	53	14	17		1						1	86
油送船	10	5	3									18
漁船	104	9	41	3	1	6	10	3		1	1	179
引船	11											11
押船	2	2	1									5
作業船	1	1	2			1						5
遊漁船	21	1	2	1								25
瀨渡船		1	2	1								4
プレジャーボート	66	6	16	5	8	2			2		1	106
交通船												0
公用船			1		1	1						3
非自航船	9	1	1									11
その他		1		1		1						3
合計	277	43	87	11	11	11	10	4	3	2	2	461

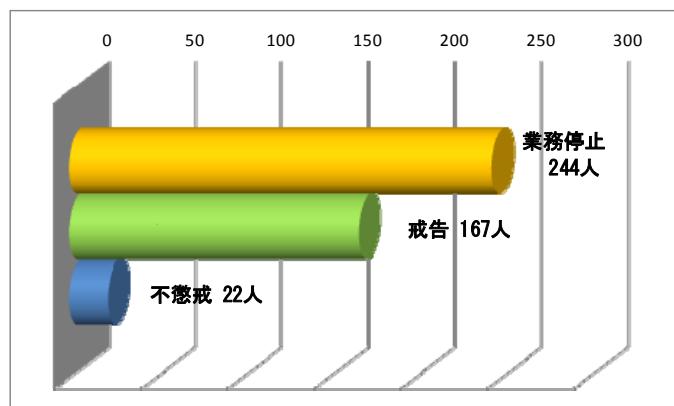
※プレジャーボートには、モーターボート、水上オートバイ及びヨットを含みます。

※非自航船とは、はしけ、バージ、台船等です。

(3) 免許種類別懲戒の状況

平成 24 年に言い渡された 314 件の裁決のうち、懲戒対象者は 433 人で、その中で業務停止を受けた人は、244 人と最も多く全体の 56.4%を占めています。次に多いのが戒告の 167 人 (38.6%) となっており、不懲戒が 22 人 (5.1%) となっています。

懲戒対象者の免許種類別では、一級小型船舶操縦士が 219 人と全体の 50.6%を占め最も多くなっており、次いで二級小型船舶操縦士の 63 人 (14.5%) となっています。



裁決における免許種類別懲戒の状況

(単位：人)

免許	懲戒	免許取消	業務停止	戒 告	不懲戒	懲戒免除	合 計
海技士(航海)	一級		1	1			2
	二級		1				1
	三級		14	11	4		29
	四級		22	15	3		40
	五級		26	17	2		45
	六級		11	2	1		14
海技士(機関)	一級						0
	二級						0
	三級			1			1
	四級			2	1		3
	五級		1	1	2		4
	六級						0
小型船舶操縦士	一級		128	86	5		219
	二級		29	31	3		63
	特殊		8		1		9
水先人	一級		3				3
	二級						0
	三級						0
合 計		0	244	167	22	0	433

※ 「小型船舶操縦士」の「特殊」には、他の小型船舶操縦士との併有者は含まない。

2 裁決における原因

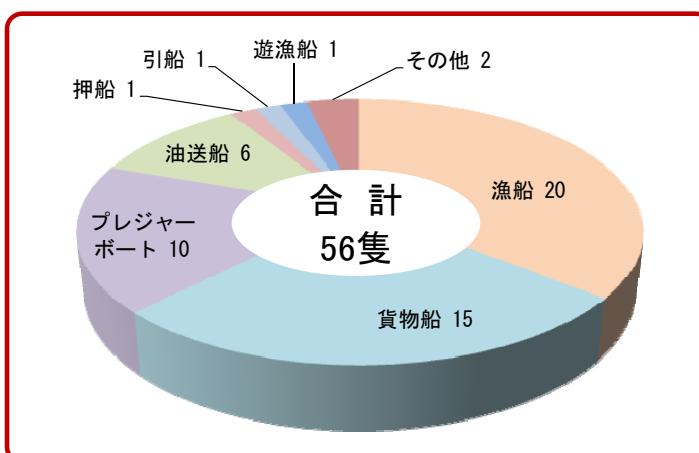
裁決で原因とならなかった船舶 25 隻を除いた 436 隻の原因総数は、485 原因となっており、これを原因別に見ると、「見張り不十分」が 198 原因と最も多く、全原因数の 40.8% を占めており、次いで「航法不遵守」が 57 原因、「船位不確認」が 52 原因、「居眠り」が 44 原因となっています。

(資料 1, 2 参照)

船舶間の衝突において航法不遵守と

された船種別隻数

(単位：隻)



航法不遵守が原因とされる船舶の合計 56 隻を船種別に見ると、漁船が 20 隻 (37.0%) と最も多く、次いで貨物船が 15 隻 (27.8%)、プレジャーボートが 10 隻 (18.5%) となっています。

また、航法不遵守の 57 原因のうち、海上衝突予防法が適用された海難は 47 原因、港則法が適用された海難は 7 原因、海上交通安全法が適用された海難は 3 原因となっています。

○海上衝突予防法が適用された海難

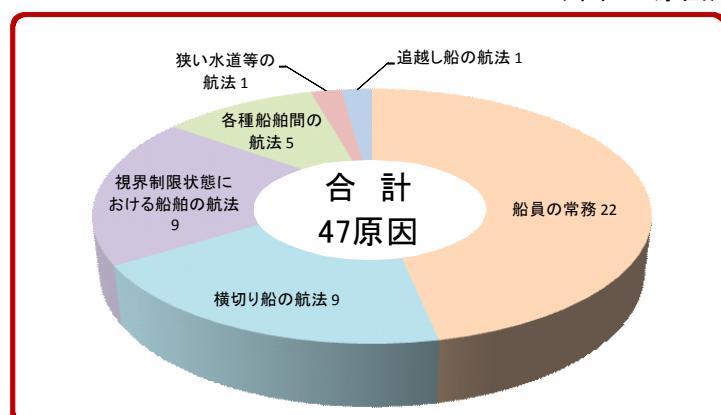
海上衝突予防法が適用された海難では、「船員の常務」が 22 原因と最も多く、次いで「横切り船の航法」と「視界制限状態における船舶の航法」がそれぞれ 9 原因、「各種船舶間の航法」が 5 原因、「狭い水道等の航法」と「追越し船の航法」がそれぞれ 1 原因となっています。

それぞれの内容を見てみると「船員の常務」では、「錨泊して釣りを行っていたとき、接近する他船を認めたが、いずれ錨泊している自船を避けるものと思った」ことから錨泊を続けて衝突に至った事例や、「横切り船の航法」では、「相手船が自船を避けてくれると思った」などの理由で、速やかに減速して相手船の進路を避けるなどしないまま、衝突に至った事例などがあります。

「視界制限状態における船舶の航法」では、「霧が濃くなり汽笛を 2 回吹鳴したが、その後霧中信号を行わず、レーダーによる見張りを行わなかった」ため衝突に至った事例が、また、「各種船舶間の航法」では、「航行中の貨物船が、漁ろうに従事している船舶と分かる船の進路を避けず、また、ひき網中の漁船が、相手船が自船をかわすものと思い、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった」ため衝突に至ったとする事例などがあります。

海上衝突予防法が適用された海難の原因数

(単位：原因)



横切り船の航法不遵守

貨物船D丸×漁船C丸 衝突事件



D丸：貨物船 497トン

一等航海士：三級海技士（航海）免許 懲戒：戒告

C丸：漁船 17.62トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：戒告

発生日時場所：平成22年11月26日 05時15分 青森県八戸港東方沖合

気象海象：晴れ 風向 南南西 風力3 上げ潮末期 日出時刻 06時32分

事実の概要

D丸は、飼料や石灰石などばら積み貨物の輸送に従事する船尾船橋型鋼製貨物船で、5人が乗り組み、石灰石1,500トンを積載し、平成22年11月25日22時45分青森県尻屋岬港を発し、福島県小名浜港に向かった。

発航後一等航海士は、自らの当直入直時間帯が、単独4時間交替の3直制と定められた03時半から07時半直に割り当てられていたことから、翌26日03時30分陸奥塩釜灯台から096度15.3海里の地点で、二等航海士と交替して船橋当直に就き、1号レーダーを6海里レンジのオフセンターとし、前方が約9海里まで映るように作動させ、針路を165度に定め、機関を全速力前進にかけ、9.6ノットの速力で、法定灯火を表示して自動操舵により進行した。

一等航海士は、船橋後部中央に設けられた椅子に腰を掛け見張りに当たり、04時50分鮫角灯台から079度10.6海里の地点に達したとき、右舷前方にC丸のマスト灯を初めて視認するとともにレーダー画面により同船の映像を4海里に探知したほか、C丸よりも遠距離に数隻の漁船の明かりを認めた。

05時02分半一等航海士は、鮫角灯台から090度11.0海里の地点に至ったとき、C丸を右舷船首62度2.0海里に見るようになり、その後その方位がほとんど変わらず、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、いつものように漁船の方が近距離で自船を避けてくれるものと思い、速やかに減速するなどしてC丸の進路を避けることなく、同じ針路及び速力で続航した。

05時14分頃一等航海士は、C丸が至近に接近しても自船を避けないのを見て危険を感じ、汽笛の長音を1回吹鳴するとともに機関を停止し、直ちに手動操舵に切り替えて左舷一杯としたが及ばず、05時15分鮫角灯台から099度11.6海里の地点において、D丸は、船首が120度を向いて速力が6.0ノットとなったとき、その右舷船尾部がC丸の左舷後部に衝突した。

また、C丸は、船体中央やや船尾寄りに操舵室が配置されたいか一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、2人が乗り組み、平成22年11月26日03時45分青森県八戸港第2区を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

発航後船長は、単独の操船に就き、操舵室右舷側の棚の上下に設備された2台のレーダーを6海里及び3海里レンジでそれぞれ作動させ、法定灯火を表示したほか、前部及び後部甲板上をそれぞれ照らす作業灯数個を点灯し、04時06分少し過ぎ鮫角灯台から022度1.2海里の地点で、針路を漁場に向けて105度に定め、機関を全速力前進にかけ、10.0ノットの速力で、自動操舵により進行した。

船長は、操舵室左舷側に設けられた椅子に腰を掛け見張りに当たり、04時37分半鮫角灯台から092度5.4海里の地点に達したとき、レーダー画面によりD丸の映像を左舷前方6海里に初めて探知した。

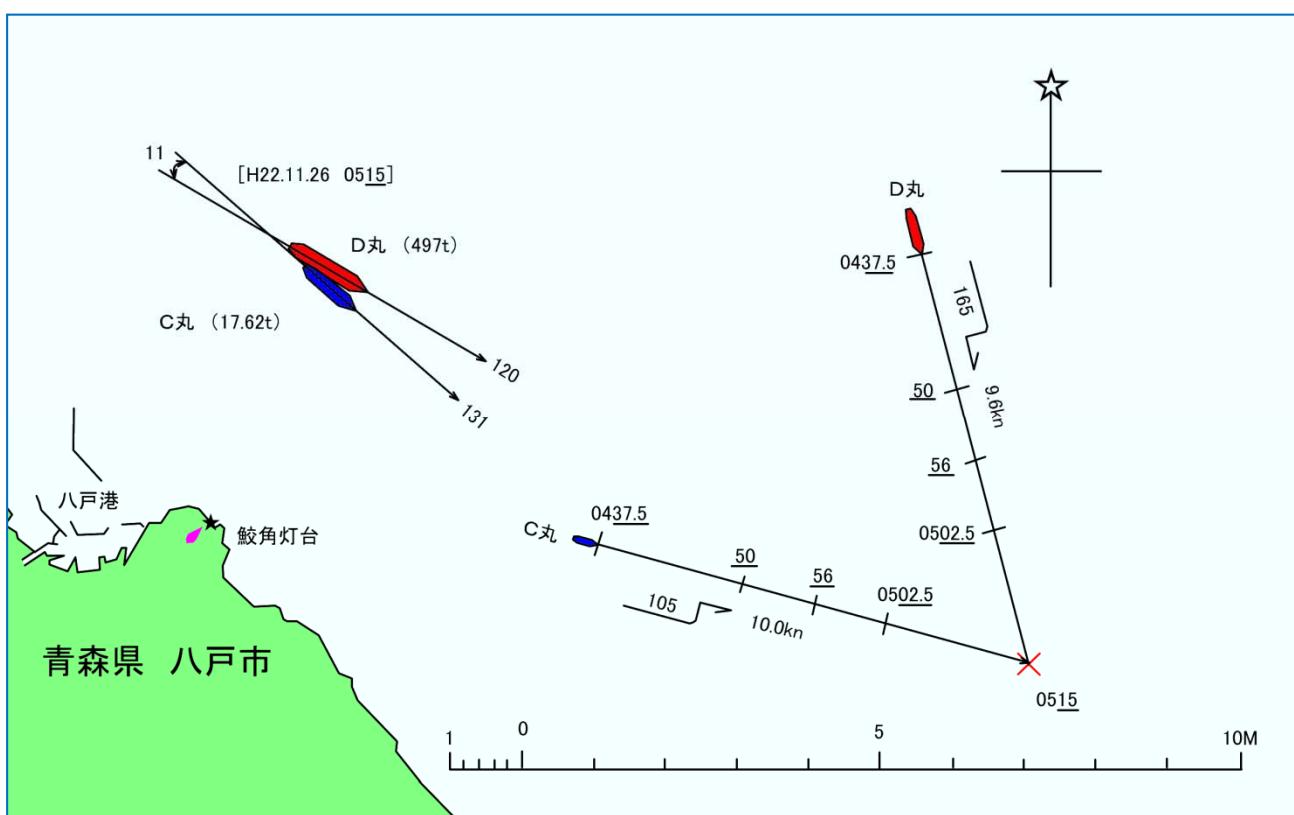
04時56分船長は、レーダー画面によりD丸を3海里に探知したのち持病の足痛の症状が

出て、同船のエコートレイルの表示から自船が保持船の立場になるので、D丸がそのうち自船の船尾方を避航するものと思い、椅子からおりて床に座って患部のマッサージを始め、その後、D丸の動静監視を十分に行わないので続航した。

05時02分半船長は、鮫角灯台から098度9.5海里の地点に至ったとき、左舷船首58度2.0海里にD丸を視認でき、その後その方位がほとんど変わらず、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近していたが、床に座って患部のマッサージを続け、依然として同船に対する動静監視を十分に行わなかったので、このことに気付かず、警告信号を行うことも、更に間近に接近したとき機関を後進にかけて行きあしを止めるなどして衝突を避けるための協力動作をとることもなく、同じ針路及び速力で進行した。

05時15分少し前船長は、レーダーの中心部が海面反射の影響から、D丸の船影が見当たらないことに気付いて立ち上がったところ、左舷船首至近に同船を視認して衝突の危険を感じ、直ちに右舵一杯として機関を停止したが及ばず、C丸は、船首が131度を向いて速力が8.0ノットとなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、D丸は、右舷船尾部に擦過傷を、C丸は、左舷後部外板及び操舵室左舷側に擦過傷をそれぞれ生じた。



避航船であるD丸は、「いつも漁船が避けてくれるから」といつて、保持船であるC丸に避航を期待してはいけません。早期に相手船を避けましょう。

また、保持船であるC丸は、避航動作をとらないD丸に警告信号を行い、動静監視を続け、危険を感じたときにはすぐに衝突を避けるための協力動作をとりましょう。

横切り船の航法不遵守

貨物船A丸×漁船C丸 衝突事件



A丸：貨物船 97トン

船長：五級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

C丸：漁船 4.9トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：戒告

発生日時場所：平成23年7月29日 12時25分 兵庫県家島東方沖合

気象海象：晴れ 風向 南西 風力2 下げ潮中央期

事実の概要

A丸は、船首にランプウェイドアを設けた船尾船橋型貨物フェリーで、3人が乗り組み、日用品等の雑貨5トンを積載し、平成23年7月29日12時15分兵庫県家島諸島の男鹿島(たんがしま)西岸の石浜に築かれた係留場所を発し、同島西方の家島北部にある家島港に向かった。

出航後、船長は、視界が良かったことからレーダーを停止したまま、操舵室中央に備えた操舵スタンド後方に立って操船に当たり、12時21分半少し前尾崎鼻灯台から133度1.56海里的地点で、針路を家島港港口の天神鼻沖に向く328度に定め、8.0ノットの速力で、手動操舵により進行した。

12時22分船長は、尾崎鼻灯台から132度1.48海里的地点に達したとき、右舷船首方に、男鹿島北岸とその北方の宇和島南岸との間の幅約400メートルの水路を通航して西行中の漁船数隻を視認するとともに、右舷船首64度1,030メートルのところに、漁船群の先頭から4番目を西行するC丸を初認した。

船長は、C丸を初認したときに漁船群が前示水路を通航していたことから、いずれの漁船も家島南東岸の觀音崎沖を経由して同島南西方の坊勢島北部にある坊勢漁港に向かうものと判断し、その後C丸が前路を左方に横切り衝突のおそれのある態勢で接近することを認めたが、漁船群の先頭と2番目の漁船が自船の船首方を無難に航過する態勢であり、また、3番目の漁船が自船の船尾方に向けて左転したことから、**先行する漁船と同様にC丸も間もなく基地に向かうため左転して自船の船尾方を航過するものと思い、速やかに減速するなど、同船の進路を避けることなく続航した。**

12時24分半少し過ぎ船長は、至近に迫ったC丸に衝突の危険を感じ、機関を全速力後進にかけたが及ばず、12時25分尾崎鼻灯台から126度1.10海里的地点において、A丸は、原針路のまま、2.5ノットの速力となったとき、その船首がC丸の左舷中央部に衝突した。

また、C丸は、機船船びき網漁業に網船として従事するFRP製漁船で、船体ほぼ中央部に操舵室を設け、レーダーの装備はなく、船長が1人で乗り組み、操業の目的で、同日04時30分基地とする坊勢漁港を発し、男鹿島東北東方沖合約5海里の漁場に向かった。

船長は、06時00分目的の漁場に到着し、網船1隻及び指揮船兼漁獲物運搬船1隻とともに操業を行ったのち、操舵室中央に備えた舵輪後方に立ち、11時45分同漁場を発進し、坊勢漁港の僚船数隻と相前後して帰途に就き、11時50分尾崎鼻灯台から082度6.90海里的地点で、針路を255度に定め、10.5ノットの速力で、手動操舵により進行した。

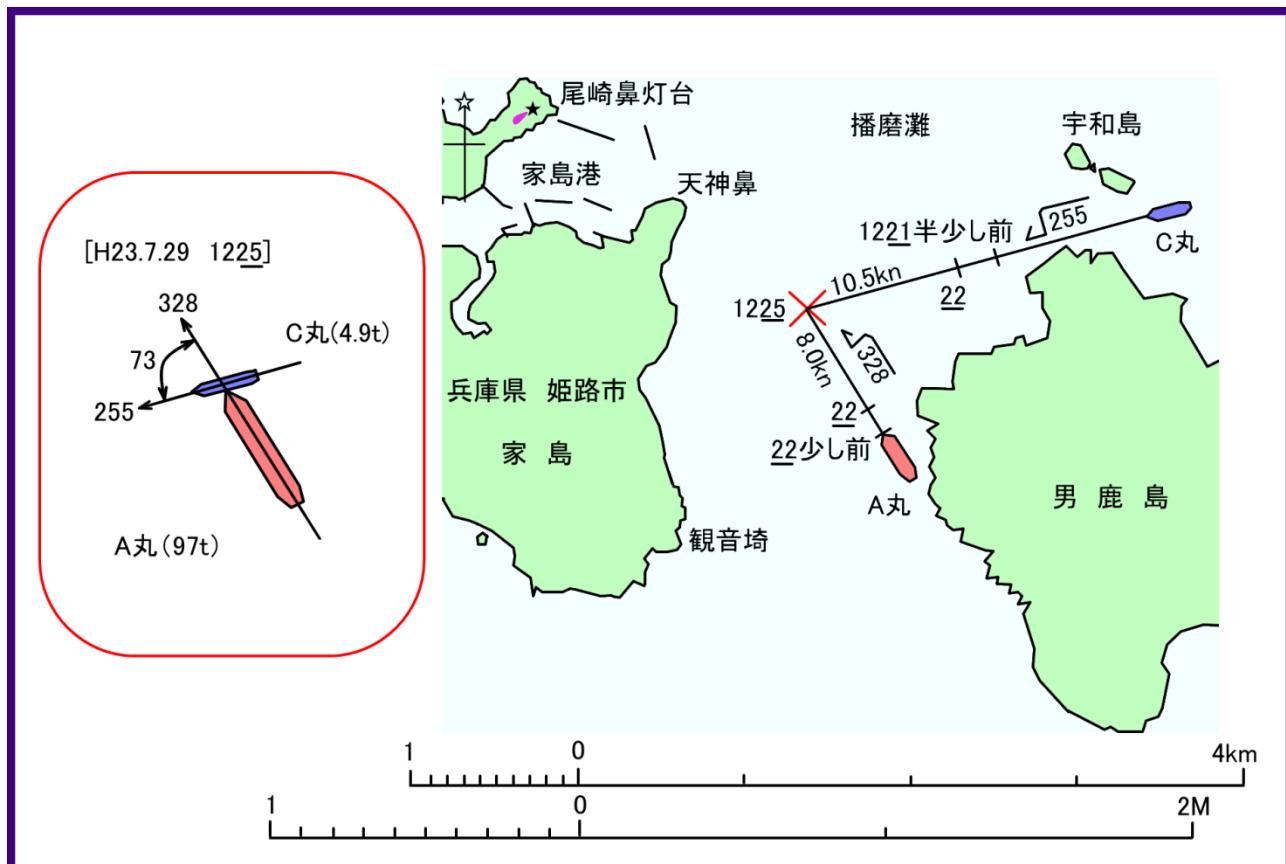
船長は、男鹿島北岸と宇和島南岸との間の水路を通航したのち、12時21分半少し前尾崎鼻灯台から107.5度1.58海里的地点に達したとき、左舷船首43度1,280メートルのところに、

天神鼻沖に向首したA丸を初認し、同船の速力が遅いように見えたので、同船の船首方を余裕を持って航過できるものと考え、右舷方に見掛けたきんちゃく網漁により操業中の漁船の様子を見ながら続航した。

12時22分船長は、尾崎鼻灯台から110度1.49海里の地点に達したとき、A丸が左舷船首43度1,030メートルとなり、その後前路を右方に横切り衝突のおそれのある態勢で接近したが、**同船の速力が遅いように見えたことから、その船首方を航過できるものと思い、右舷方で操業中の漁船の様子に気をとられ、A丸に対する動静監視を十分に行わなかったので、このことに気付かず、自船の全長が12メートル以上であったものの汽笛不装備で、A丸に対して警告信号を行うことも、更に間近に接近したとき、機関を後進にかけて行きあしを止めるなど、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行した。**

船長は、12時25分僅か前ふと左舷方を見てA丸が至近に迫っていることに気付き、操縦ハンドルを操作して減速したが効なく、C丸は、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A丸は、ランプウェイドアに凹損を伴う擦過傷を生じたが、損傷軽微で修理されず、C丸は、操舵室を圧壊し、左舷中央部ブルワークに破損等を生じた。



漁船群は、全て同じ目的地に向かって航行するとは限りません。
各船の動向に十分注意して、避航動作に備えましょう。

また、接近する他船を認めた場合、衝突の危険がなくなるまで、その針路や速力などに注意して航行しましょう。

視界制限状態における船舶の航法不遵守

貨物船K丸×貨物船S丸 衝突事件



K丸：貨物船 498トン

船長：五級海技士（航海）免許 懲戒：1ヶ月停止

S丸：貨物船 170トン

船長：五級海技士（航海）免許 懲戒：1ヶ月停止

発生日時場所：平成22年7月1日 05時50分 鳴門海峡北口

気象海象：霧 風ほとんどなし 下げ潮初期 2.4ノットの南流 視程約200メートル 濃霧注意報

事実の概要

K丸は、主として鋼材の輸送に従事する船尾船橋型の鋼製貨物船で、4人が乗り組み、スチールコイル約1,441トンを積載し、平成22年7月1日01時30分岡山県水島港を発し、鳴門海峡を経由する予定で、名古屋港に向かった。

ところで、船長は、船橋当直を単独4時間3直制とし、自らは08時から12時及び20時から24時の当直に就き、出入港操船のほか視界制限時や狭水道通航時に昇橋して操船に当たることとしていた。

船長は、02時00分出港操船を終えて降橋したのち、05時44分半孫崎灯台から331度1.13海里の地点で、船橋当直中の五級海技士（航海）の海技免許を有する甲板員から霧により視界が悪化した旨の報告を受けて昇橋し、視程が約500メートル以下に狭められていることを知り、視界制限時及び狭水道通航時の船橋当直配置に就くこととしたとき、**自らがレーダー監視と手動操舵とを兼務して甲板員に右舷ウイングで目視による見張りを行わせる体制をとり、霧中信号を行うことも、安全な速力とすることもなく、針路を130度に定め、機関を全速力前進より少し減じた回転数毎分310にかけ、折からの潮流により右方に3度圧流されながら、11.0ノットの速力で進行した。**

船長は、法定灯火を表示し、2海里レンジとしたレーダーをヘッドアップ表示として作動させて操船に当たっていたところ、05時46分半孫崎灯台から339度1,450メートルの地点に達したとき、右舷船首14度1,740メートルのところに大鳴門橋を通過して北上中の**S丸**のレーダー映像を認めることができたが、**コンパスを見ながら手動操舵で保針することに気を奪われ、レーダーによる見張りを十分に行わなかったので、同船のレーダー映像に気付かず、その後、同船と著しく接近することができない状況となったとき、針路を保つことができる最小限度の速力に減じることも、必要に応じて停止することもなく続航した。**

こうして、船長は、やがて船首方に大鳴門橋の中瀬の橋脚上部が視認できるようになったので、鳴門海峡最狭部に向けることとし、05時49分半僅か前孫崎灯台から020度700メートルの地点で、針路を156度に転じ、保針に注意を払いながら進行中、05時50分少し前右舷ウイングの甲板員が突然大声を上げたので前方を見たところ、正船首方至近に迫った**S丸**を視認し、右舵一杯をとったものの及ばず、05時50分孫崎灯台から030度590メートルの地点において、**K丸**は、船首が173度を向いたとき、原速力のまま、その船首が、**S丸**の船首に衝突した。

また、**S丸**は、主として鋼材の輸送に従事する船尾船橋型の鋼製貨物船で、4人が乗り組み、スチールコイル約536トンを積載し、平成22年6月30日04時25分名古屋港を発し、鳴門海峡を経由する予定で、広島港に向かった。

ところで、船長は、船橋当直を単独4時間3直制とし、自らは08時から12時及び20時から24時の当直に就き、出入港操船のほか視界制限時や狭水道通航時に昇橋して操船指揮を執ることとしており、船橋で遠隔操縦による機関操作が可能であるものの、航海中は船内電源用に主機ベルト駆動による交流発電機を使用していることから、狭水道通航時に機関操作が必要となったとき、不測の事態が生じてもすぐに対応できるよう、機関長を在橋させることとしていた。

船長は、翌7月1日00時00分船橋当直を終えて降橋したのち、05時30分鳴門海峡通航に備えて昇橋したところ、霧により視程が約1,000メートルに狭められていることを知ったので、視界制限時及び狭水道通航時の船橋当直配置に就くこととし、自らが3海里レンジでヘッドア

ップ表示としたレーダー監視に就いて操船の指揮を執るとともに一等航海士に手動操舵を行わせて機関長を在橋させる体制をとり、法定灯火を表示し、05時40分孫崎灯台から137度1,400メートルの地点で、針路を大鳴門橋の中央部に向く340度に定め、機関を全速力前進の回転数360にかけ、折からの潮流により左方に5度圧流されながら、5.4ノットの速力で進行した。

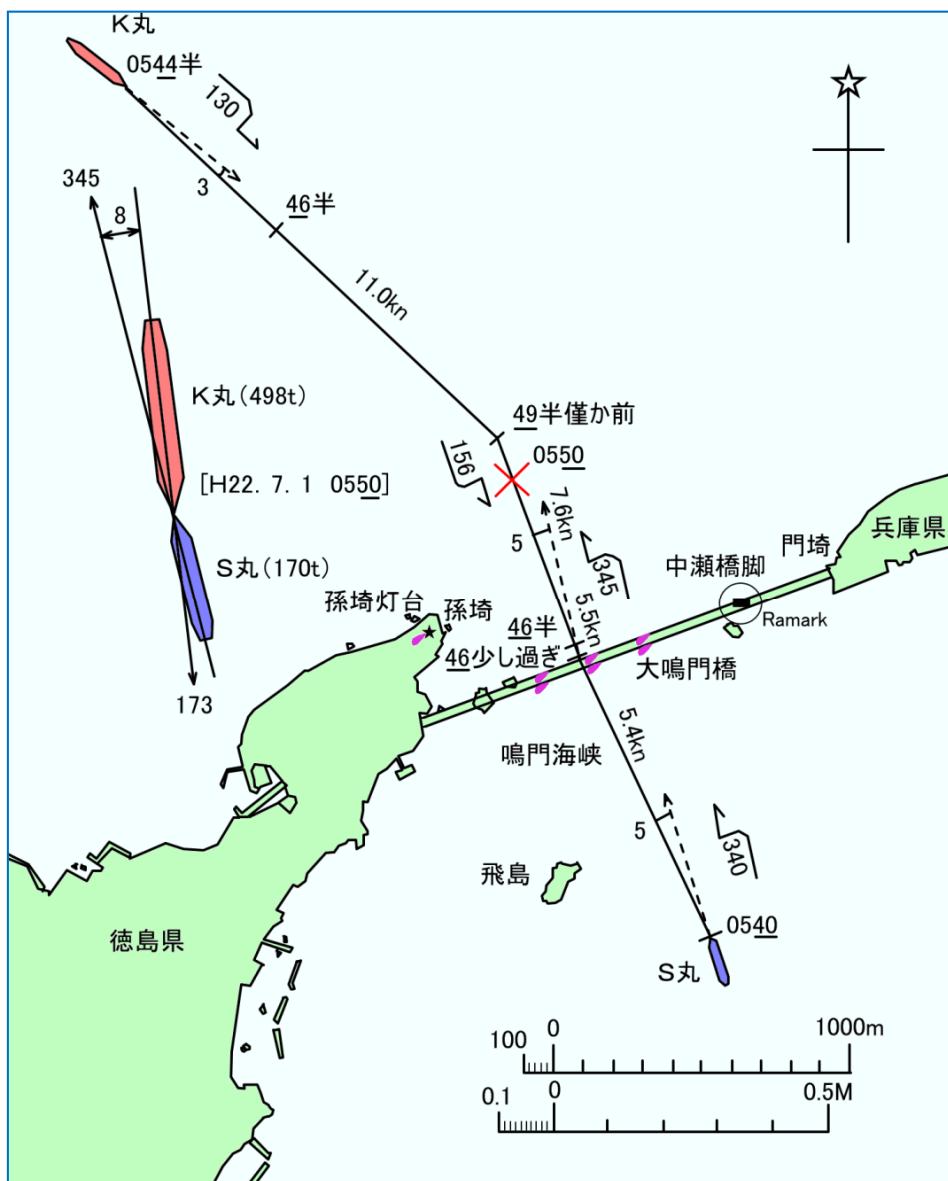
船長は、**レーダーで他の鳴門海峡通航船が見当たらないことから、やがて視程が約500メートルに狭まったところで、霧中信号を手動で2度行ったものの、その後、同信号を続けて行うことなく、レーダーをオフセンターの1.5海里レンジに切り替えて続航した。**

05時46分少し過ぎ船長は、孫崎灯台から100.5度530メートルの地点で、大鳴門橋を通過したとき、右舷船首約30度に約10隻の漁船と思われるレーダー映像を認めたので、レーダーをオフセンターとしたまま0.75海里レンジに切り替えたところ、左舷船首16度1.02海里のところにK丸のレーダー映像があることに初めて気付き、その映像の動きから南下船であると分かったので、K丸と漁船群に対して注意喚起信号を行うつもりで、汽笛により短音5回を吹鳴し、漁船群と航過距離を保つことができるよう針路を345度に転じ、折からの潮流により左方に5度圧流され、鳴門海峡最狭部から遠ざかるにつれて流速が弱まって徐々に增速しながら、平均5.5ノットの速力で進行した。

船長は、05時46分半孫崎灯台から096度500メートルの地点で、K丸が左舷船首21度1,740メートルのところに接近しており、その後、同船と著しく接近することを避けることができない状況となったことを認めたが、**いずれ相手船が鳴門海峡最狭部に向けて右転するはずだから、何とか無難に航過できるものと思い、針路を保つことができる最小限度の速力に減じず、必要に応じて停止することなく続航した。**

こうして、船長は、K丸が早く右転しないかと、同船のレーダー映像を注視しながら進行中、05時49分半同映像がレーダーの中心付近で船首輝線に重なり、05時50分少し前正船首方至近に迫った同船を視認し、機関を停止したものの及ばず、S丸は、原針路及び7.6ノットの速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、K丸は、船首に圧損を生じ、S丸は、船首に圧損及び水面下外板に破口を生じ、のち廃船処理された。また、S丸機関長が骨折等を負った。



視界制限状態における船舶の航法不遵守



漁船Y丸×貨物船C号 衝突事件

Y丸：漁船 4.99トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：戒告

C号：貨物船 1,865トン 船籍：パナマ共和国

発生日時場所：平成23年6月9日 04時53分 愛媛県壬生川港北方沖合

気象海象：霧 風ほとんどなし 視程約100メートル 下げ潮初期 日出時刻04時56分

事実の概要

Y丸は、小型機船底びき網漁業に従事するモーターーホーンを装備したFRP製漁船で、船長が1人で乗り組み、操業の目的で、平成23年6月8日17時00分愛媛県壬生川港を発し、同港の北方10海里付近の漁場に向かった。

船長は、18時50分漁場に至って、航行中のトロール従事船を示す灯火を表示し、漁場を移動しながら操業を行い、翌9日04時30分比岐島灯台から112度3.29海里の地点で、4回目の曳網を終え、停留して網の揚収を開始し、この頃霧のため視程500メートルの視界制限状態になり、マストの黄色回転灯と後部の作業灯を点け、作業を続けた。

04時48分船長は、網の揚収と漁獲物の仕分け作業を終え、前示停留地点を発進し、壬生川港に向け帰途に就き、04時50分同灯台から114.5度3.3海里の地点で、GPSプロッターの画面を見て、針路を200度に定め、このとき、**視界が更に悪化して視程が約100メートルに制限された状況で**、レーダーは整備を数年前から行っておらず、故障したまま使用できなかつたが、付近に他船はいないと思い、霧中信号を行わず、機関を全速力前進にかけ、8.5ノットの速力とし、その時の状況に適した距離で停止できるよう安全な速力で航行することなく、後部甲板のネットローラーの右舷側後方にある遠隔操縦装置の舵輪後方に立ち、これを両手で持った姿勢で見張りに当たりながら、手動操舵により進行した。

04時52分半船長は、仕分けした活魚をいやすく入れるため前部甲板に移動し、これを入れ終えたとき、右舷前方約100メートルのところにC号の船体を視認し、急ぎ後部甲板に戻って機関を全速力後進にかけたが、及ばず、04時53分比岐島灯台から122度3.35海里の地点において、Y丸は、原針路、ほぼ原速力のまま、その船首がC号の左舷後部に衝突した。

また、C号は、船尾船橋型鋼製貨物船で、大韓民国及びフィリピン共和国国籍の12人が乗り組み、空倉のまま、現地時間の6月6日10時54分台湾の台中港を発し、愛媛県新居浜港に向かった。

船長は、豊後水道を経由して瀬戸内海を東行し、自ら操船の指揮を執って来島海峡を通過したのち、越えて9日04時39分（日本標準時。以下同じ）少し過ぎ比岐島灯台から184度1,150メートルの地点で、針路を112度に定め、機関を回転数毎分180の全速力前進にかけ、13.5ノットの速力で、航海灯を表示して進行し、間もなく、トイレに行くため船橋当直者の一等航海士に操船を委ねて降橋した。

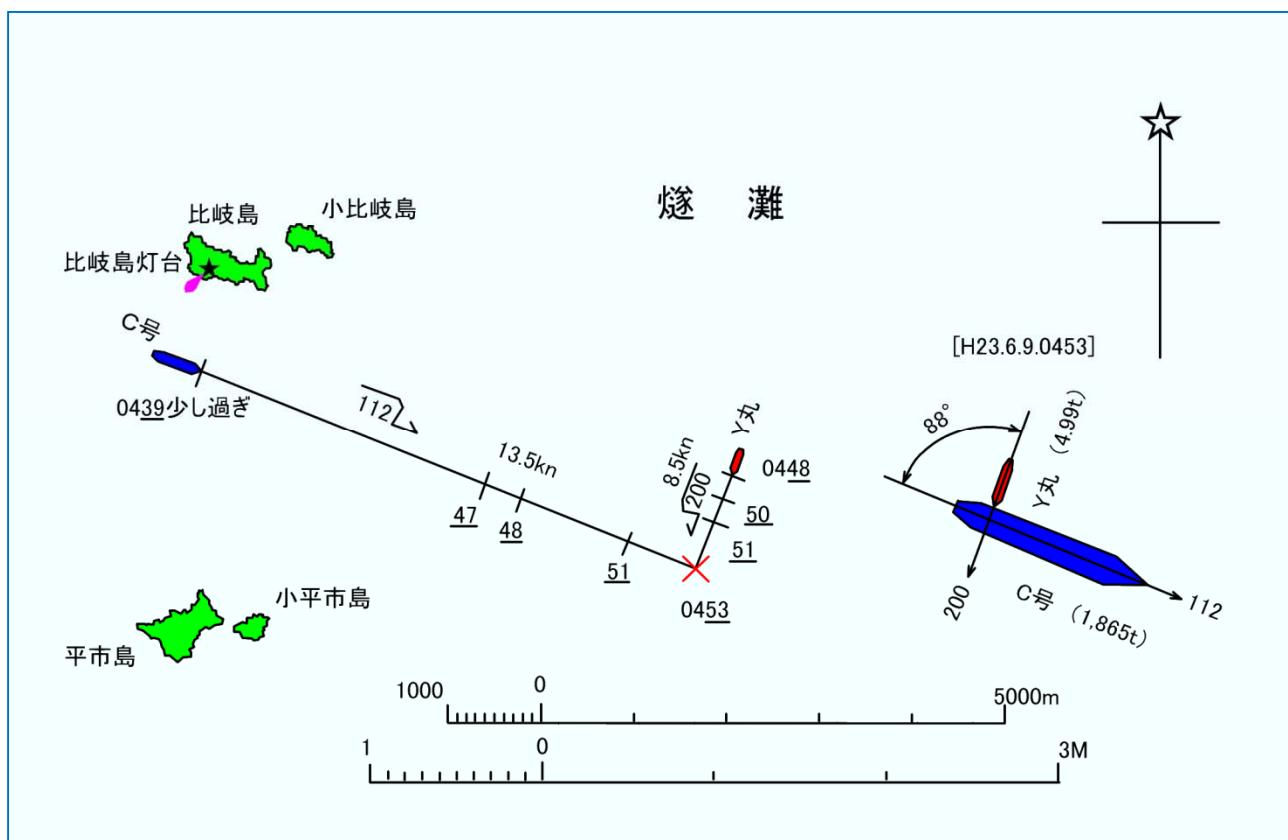
一等航海士は、霧が少しかかっている状態で視界があまり良くなかったことから、相直の甲板員を手動操舵に就け、レーダー2台をそれぞれ1.5海里レンジ及び0.75海里レンジのオフセンターとして作動させ、来島海峡通航に引き続いて在橋していた機関長と共に見張りに当たり、この頃レーダーで右舷前方に3隻及び左舷前方に5隻の小型漁船らしき小さな映像の塊をそれぞれ認め、これらの動静を見守りながら、続航した。

04時45分頃一等航海士は、霧が濃くなり、視程が約100メートルの状態になったことから、汽笛のスイッチを押して長音2回を一度吹鳴したが、その後、霧中信号を行うことなく、右舷側3隻の漁船群が左方に替わったものの、左舷側5隻の漁船群が無難に航過するものかどうかはっきりしない状況で、引き続きこの映像に注意を集中しながら進行した。

04時47分一等航海士は、比岐島灯台から128度2.2海里の地点に達したとき、左舷船首23度1.47海里のところに停留中のY丸のレーダー映像を探知することができ、04時48分同船が左舷船首28度1.25海里になって航走を開始し、その後著しく接近することを避けることができない状況となったが、レーダーによる見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かず、針路を保つことができる最小限度の速力に減じることも、必要に応じて行きあしを止めることもなく続航した。

04時51分一等航海士は、左舷側5隻の漁船群が自船の後方に替わったのを確認し、このとき左舷船首32度0.5海里になったY丸のレーダー映像に初めて気付き、04時53分僅か前左舷正横少し前至近に同船の灯火を視認して危険を感じ、右舵一杯及び機関中立を令するとともに汽笛を吹鳴したが、効なく、C号は、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Y丸は、船首部を圧壊し、C号は、左舷後部外板に凹損及び擦過傷を生じ、Y丸船長が入院加療を要する腰椎捻挫等を負った。



★視界制限時の大原則★

- ◎ 船長による操船指揮
(視界が悪くなったらすぐ船長に報告を!)
- ◎ 霧中信号の励行
- ◎ 安全な速力での航行
(速やかな機関用意!)
- ◎ レーダーを活用した厳重な見張り
(見張り員の増員も!!)
- ◎ 霧中航法の遵守

各種船舶間の航法不遵守

貨物船K丸×漁船Y丸 衝突事件



K丸：貨物船 288トン

船長：四級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

Y丸：漁船 4.8トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：戒告

発生日時場所：平成23年5月27日 13時36分 備讃瀬戸東部地蔵崎沖合

気象海象：曇り 風向 北東 風力3 上げ潮初期

事実の概要

K丸は、瀬戸内諸港間の化学薬品輸送に従事する船尾船橋型ケミカルタンカーで、5人が乗り組み、空槽のまま、平成23年5月27日10時15分兵庫県東播磨港を発し、途中、香川県丸亀港に電話機器設備のため寄る予定で、大分港に向かった。

船長は、丸亀港までの船橋当直を自身と二等航海士による単独の交替制とし、13時15分頃小豆島南東部の大角鼻沖合を西行していたとき昇橋し、同航海士から周囲の他船について、前方に数隻の同航船がいるほか漁船はいない旨の引継ぎを受けて船橋当直に就き、それら同航船がいずれも自船より高速であることや付近に漁船がいないことなどを確かめた。

13時22分船長は、地蔵崎灯台から101度3.0海里の地点に達したとき、針路を備讃瀬戸東航路の東口北端に向けて272度に定め、自動操舵とし、機関を全速力前進にかけ、10.9ノットの速力で進行した。

船長は、操舵室両舷の各出入口扉のうち左舷側だけを開けて同室前部中央にある舵輪の後方でパイロットチェアに腰掛け、視界が良かったこともあって双眼鏡を用いず、また、舵輪左舷側にある東播磨港入航時に海面反射抑制を効かせて使ったレーダーを、その状態のまま3海里レンジで使用し、見張りに当たった。

13時27分半船長は、地蔵崎灯台から105.5度2.0海里の地点に達したとき、右舷船首9度1.37海里のところに、Y丸を視認でき、13時30分南西方に向いた同船が右舷船首10度1.0海里に近づき、その後、所定の形象物を表示していなかったものの、後部に漁ろう用のブームを立て、曳網索を引いてゆっくり動いている様子から漁ろうに従事している船舶と分かるY丸と衝突のおそれのある態勢で接近したが、入直した頃付近に漁船を認めなかつたことから、支障になる他船はいないものと思い、周囲の見張りを十分に行うことなく、Y丸に気付かず、速やかに右転するなど同船の進路を避けなかった。

船長は、13時32分頃レーダーで左舷後方に認めていた自船を追い抜く態勢の船舶が約1海里まで近づいたのを認め、その映像を注視して続航中、左舷正横約4ケーブルに当該追越し船を目視してパイロットチェアから立ち、左舷側出入り口に行ったとき、衝撃を感じ、K丸は、13時36分地蔵崎灯台から140度1,100メートルの地点において、原針路、原速力のまま、その船首がY丸の左舷後部に衝突した。

また、Y丸は、小型機船底びき網漁業に従事する中央部に操舵室を備えたFRP製漁船で、船長が1人で乗り組み、同日04時30分香川県鎌野漁港を発し、05時頃小豆島南方沖合の漁場に至って操業を開始した。

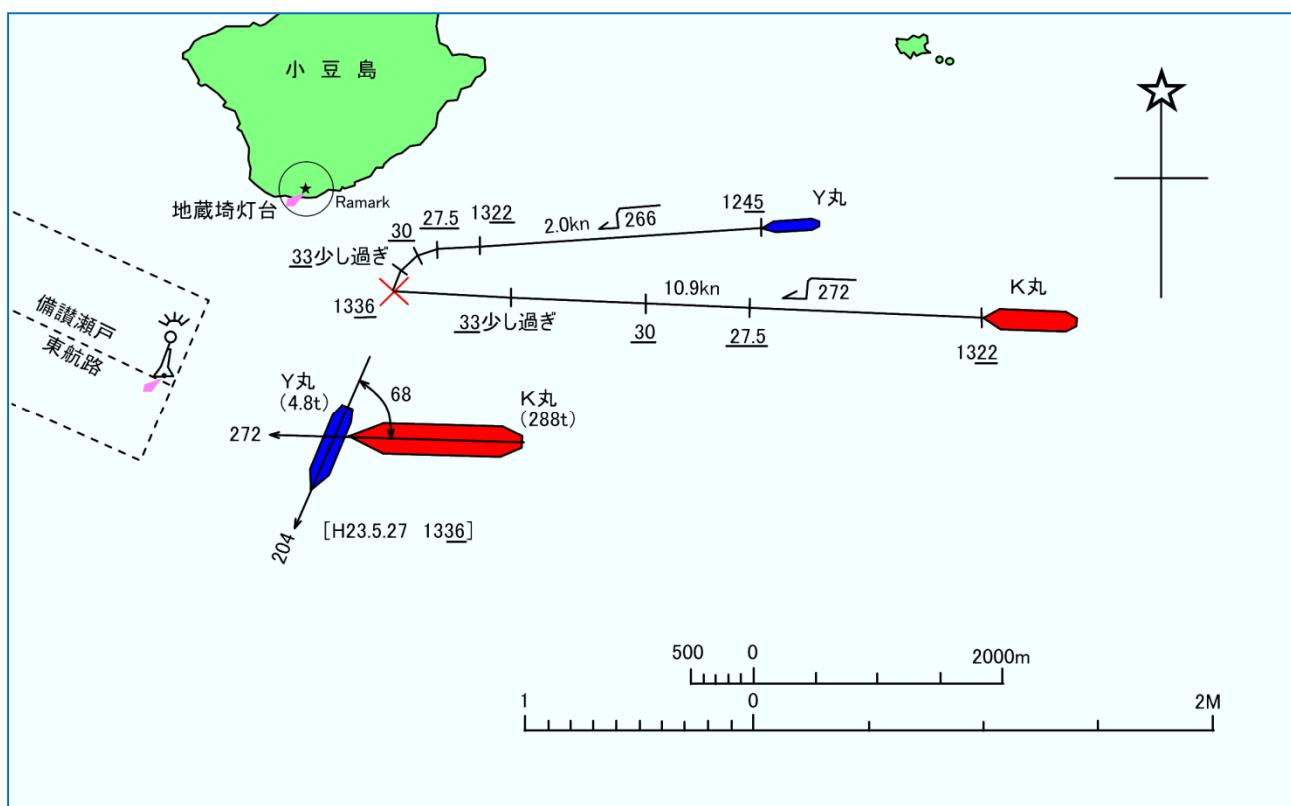
12時45分船長は、地蔵崎灯台から095度2.0海里の地点で、船尾両舷から曳網索を繰り出して5回目の曳網に掛かり、針路を266度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分2,400にかけ、所定の形象物を表示せず、後部甲板に備えたやぐら型の漁ろうに用いるブームを立てた状態で、2.0ノットの速力で進行した。

船長は、操舵室中央に立って操船に当たり、13時20分頃後部甲板に出て曳網索の長さ調整をした際、左舷後方約2.5海里のところに、K丸を初めて視認し、13時27分半地蔵崎灯台か

ら 115 度 1,160 メートルの地点に達したとき、地蔵崎南方沖の海底に石が拡散している海域を避けるため南下することとして、自動操舵のままゆっくりと左転を始めた。

左転するとき船長は、左舷船尾 15 度にあたる 101 度の方向 1.37 海里に K 丸を視認し、備讃瀬戸東航路に向かう船舶と分かってその動静を見守るうち、13 時 30 分地蔵崎灯台から 121 度 1,050 メートルの地点で、船首が 239 度に向いていたとき、**同船が 102 度方向 1.0 海里に近づき**、その後衝突のおそれのある状況になり、同船が自船の進路を避けずに接近することを知ったが、いずれ自船船尾を替わるものと思い、警告信号を行わず、13 時 33 分少し過ぎ地蔵崎灯台から 132 度 1,030 メートルの地点で、左転を終えて 204 度の針路とし、K 丸が間近になってもいったん停止するなど衝突を避けるための協力動作をとることなく続航中、接近する同船に危険を感じ、汽笛で長音を 3 回吹鳴し、13 時 36 分僅か前海中に飛び込み、Y 丸は、原針路、原速力のまま前示のとおり衝突した。

衝突の結果、K 丸は、船首部に擦過傷を生じ、Y 丸は、左舷後部に破口を生じて右舷側に転覆したが、船体は僚船により香川県庵治漁港に引きつけられ、のち修理され、Y 丸船長は K 丸に救助された。



自船の航行する海域で行われている漁法や漁具の特徴について、日頃から理解を深め、漁ろうに従事する船舶に注意して航行しましょう。

漁ろうに従事する船舶は、海上衝突予防法に定める形象物を掲げ、近づいてくる他船に対しては、直ちに警告信号を行いましょう。

※警告信号：汽笛で急速に短音を 5 回以上鳴らす。

船種別海難

平成 24 年に言い渡された裁決の対象となった船舶は 461 隻で、その船種別の内訳は、漁船が 179 隻と最も多く全体の 38.8% を占めており、次いで、プレジャーボートの 106 隻 (23.0%)、貨物船の 86 隻 (18.7%)、遊漁船の 25 隻 (5.4%)、油送船の 18 隻 (3.9%) となっています。

次に、旅客船、貨物船、油送船、漁船及びプレジャーボートについて、それぞれ多かった海難種類別に原因を分類してみると、以下のとおりとなります。

(1) 旅客船

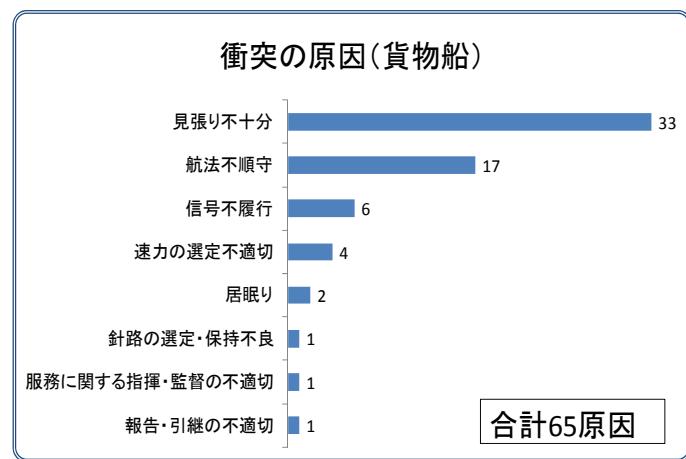
旅客船の海難は 5 隻で、衝突（単）が 2 隻（操船不適切 1、速力の選定不適切 1）、乗揚（服務に関する指揮・監督の不適切及び針路の選定・保持不良）、浸水（補機等の整備・点検・取扱不良）及び遭難（船舶運航管理の不適切）がそれぞれ 1 隻となっており、6 原因が示されています。

衝突（単）のうち、速力の選定不適切とされた海難では、「入港着岸操船を行う際、速力遞減が十分に行えないまま可動橋に向けて進行したこと」が原因で可動橋に衝突したとしています。また、乗揚では「暑さに備えた体調管理を十分に行わず、めまいを覚えて針路保持ができなったこと」が原因で洗岩に乗り揚げたとしています。

(2) 貨物船

貨物船の海難は 86 隻で、最も多いのが衝突の 53 隻 (61.6%) となっており、合計 65 原因が示されています。「見張り不十分」が最も多く、33 原因 (50.8%) となっています。次いで「航法不遵守」の 17 原因、「信号不履行」6 原因、「速力の選定不適切」4 原因などとなっています。

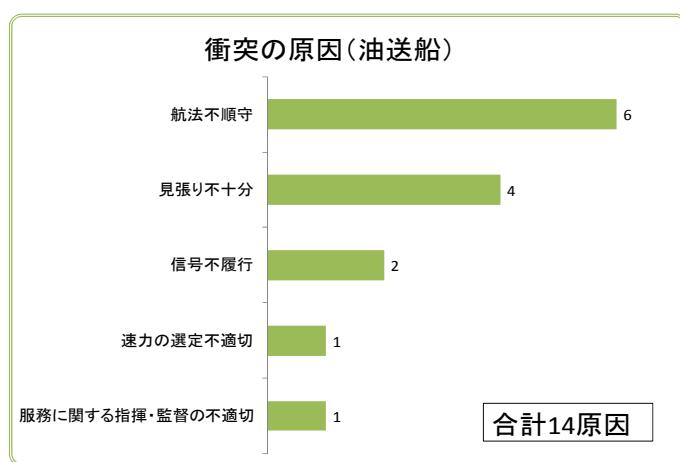
「見張り不十分」の内容は、「船橋内の見張り場所を移動して船首部に装備されたクレーンによる船首死角を補う見張りを行わなかった」や「出航中の他船と防波堤入口付近で出会うおそれがあったが、自船が先に防波堤を通過できると思い動静監視を行わなかった」などとなっています。



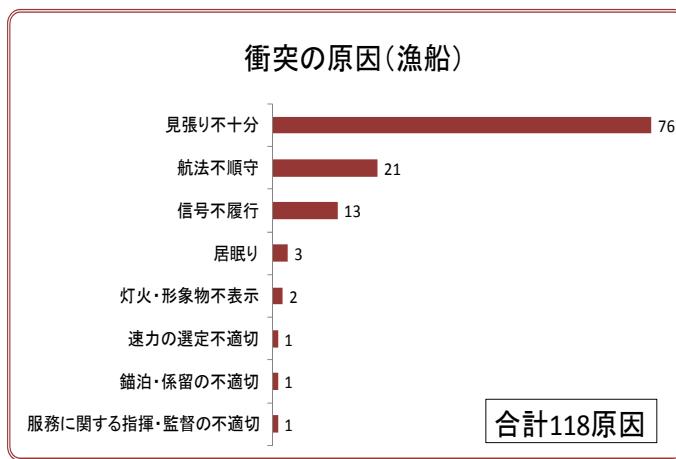
(3) 油送船

油送船の海難は 18 隻で、最も多いのが衝突の 10 隻 (55.6%) となっており、合計 14 原因が示されています。「航法不遵守」が最も多く、6 原因 (42.9%) となっており、次いで「見張り不十分」が 4 原因、「信号不履行」が 2 原因となっています。「航法不遵守」の内容は、「水島航路を南下中、備讃瀬戸北航路を西行中の他船と衝突のおそれがある態勢で接近するの

を認めたが、自船の速力の方が速く他船の船首方をかわせると想い、減速するなど他船の針路を避けなかった」や「視界制限状態の下、レーダーで探知した他船と著しく接近することを避けられない状況となつたが、自船が右転したので無難に替わるものと思い、針路を保つことができる最小限度の速力に減じず、また、必要に応じて行きあしを止めなかつた」などとなっています。



(4) 漁船



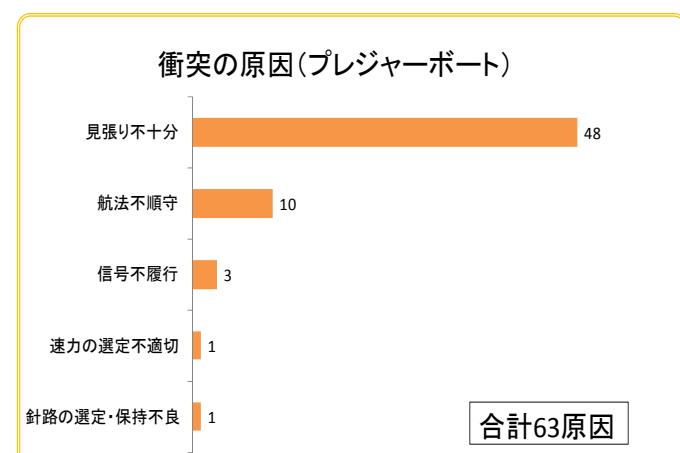
漁船の海難は 179 隻で、最も多いのが衝突の 104 隻 (58.1%) となっており、合計 118 原因が示されました。「見張り不十分」が最も多く、76 原因 (64.4%) となっており、次いで「航法不順守」の 21 原因、「信号不履行」の 13 原因、「居眠り」の 3 原因となっています。

「見張り不十分」の内容は、「岸壁突端付近を出航中、夜間なので入航船はないものと思い、周囲の見張りを行わなかつた」、「漁ろうに従事中、網の方向調整と漁獲物の選別作業に気をとられ、周囲の見張りを行わなかつた」などとなっています。

(5) プレジャーボート

プレジャーボートの海難は 106 隻で、最も多いのが衝突の 66 隻 (62.3%) となっており、合計 63 原因が示されました。これも「見張り不十分」が最も多く 48 原因 (78.3%) となっており、次いで「航法不順守」の 10 原因となっています。

「見張り不十分」の内容は、「魚群探知機の画面を見ることに気をとられ、見張りを行わなかつた」、「釣りを行いながら漂泊中、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、餌の調整に夢中になり見張りを行わなかつた」などとなっています。



*プレジャーボートには、モーター艇、水上オートバイ及びヨットを含みます。

貨物船

貨物船E丸 護岸衝突事件



E丸：貨物船 499トン

船長：五級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成23年4月11日 23時40分 愛知県日間賀漁港

気象海象：晴れ 風向 北西 風力4 上げ潮末期

事実の概要

E丸は、残土、碎石等の輸送に従事する鋼製貨物船兼砂利運搬船で、5人が乗り組み、スクラップ987.88トンを積載し、平成23年4月11日22時35分愛知県衣浦港を出港し、岡山県水島港に向かった。

これより先、船長は、前日夕方、名古屋港で揚荷役を終えて、業者に依頼したバウスラスターの修理に立ち会い、部品が不足して同修理が完了しないまま、21時頃から5時間程度の睡眠をとった後、当日02時35分同港を出港し、3時間程度の睡眠をとって、06時30分衣浦港に入港し、同スラスターの部品を入手するため、直ちに離船し、積荷役が行われている間、陸上交通機関で神奈川県相模原市に赴き、16時00分頃同部品を携えて帰船し、再び同スラスターの修理に立ち会い、同修理を完了して出港した。

船長は、出港操船に当たって衣浦港の港界を越え、疲労感が少しあつたものの、眠気はなかったことから、船橋当直に就き、操舵を手動から自動に切り替え、操舵スタンド後方の背もたれと肘掛けの付いた椅子に腰掛け、三河湾を南下した。

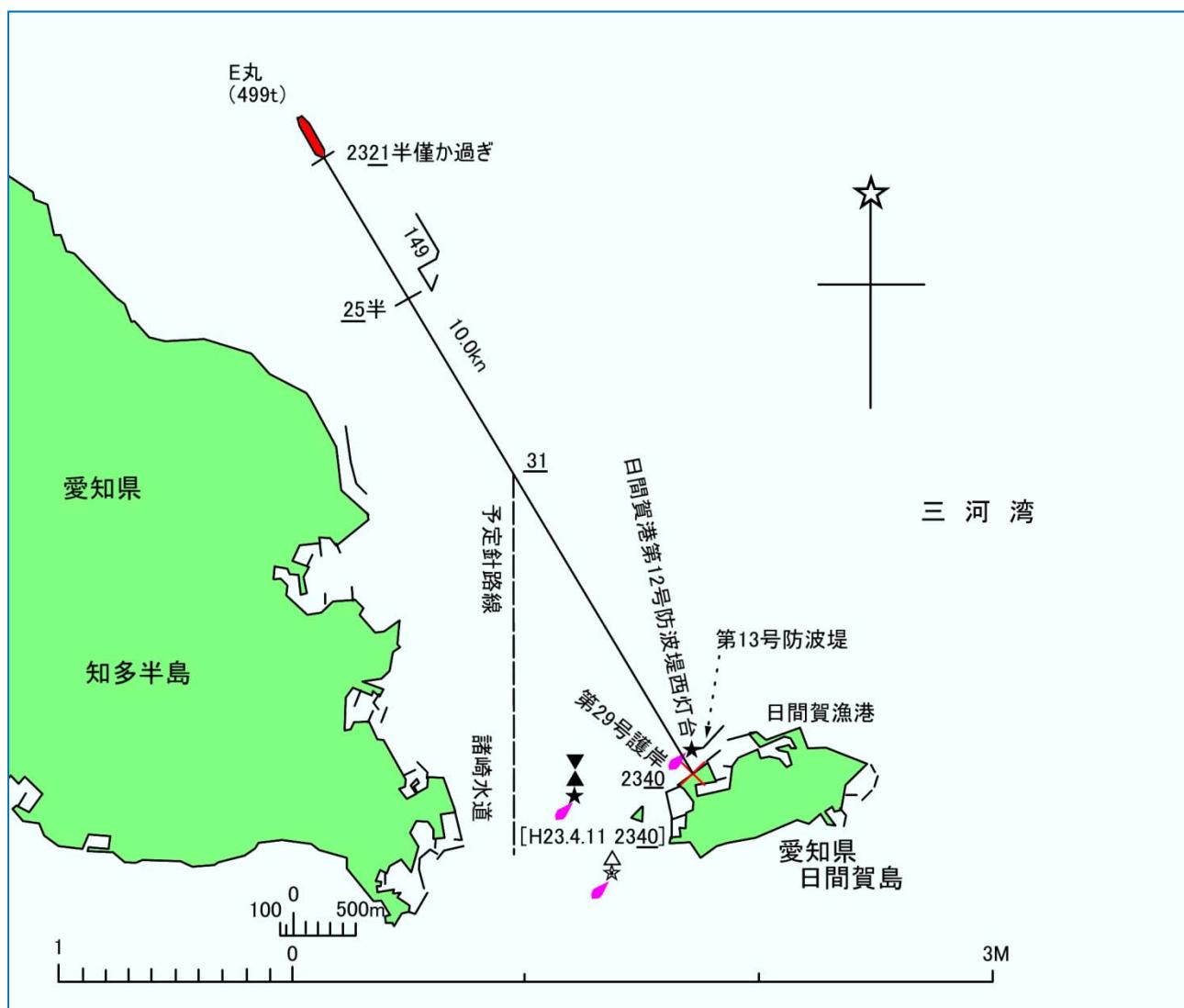
23時21分僅か過ぎ船長は、日間賀港第12号防波堤西灯台から328.5度3.0海里の地点で、知多半島と愛知県日間賀島との間の師崎水道の北方に向けて、自動操舵の針路を149度に定め、機関を半速力前進にかけた10.0ノットの速力で進行した。

23時25分半船長は、日間賀港第12号防波堤西灯台から328.5度2.3海里の地点に至り、師崎水道の北方まで1,600メートルとなった頃、**疲労に加え、椅子に腰掛け続けていたことから**眠気を催すようになったが、間もなく転針して同水道を通航するから眠ることはないと想い、椅子から下り身体を動かして眼気を払うなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、なおも椅子に腰掛けて、そろそろ手動操舵に切り替えようかと考えているうち、いつしか居眠りに陥った。

23時31分船長は、転針する時機となったことに気付かず、日間賀島西部北岸の日間賀漁港に向かって続航し、第13号防波堤西端を左舷側に50メートルの距離で通過した直後、23時

40分E丸は、原針路、原速力で、その船首が日間賀港第12号防波堤西灯台から168度150メートルの第29号護岸に衝突した。

衝突の結果、E丸は、船首部外板に凹損を、第29号護岸は、消波ブロックに欠損をそれぞれ生じたほか、船長が衝突の衝撃で目覚め、機関を全速力後進にかけたことから、後進して、左舷船尾部から張り出したフェアリーダー架台が防波堤西灯台直下の第13号防波堤の上面南西角に、推進器翼が同防波堤の水面下拡幅部にそれぞれ接触し、同船尾部外板に凹損を、同翼に凹損及び曲損を、同防波堤のコンクリートに欠損をそれぞれ生じた。



椅子に腰掛けて当直を行い、疲労や睡眠不足によって居眠りに陥り、転針予定地点を通過して事故に至る例が少なくありません。

立って当直を行うか、操舵室内を移動したり、身体を動かすなどして居眠り運航の防止に努めましょう。

貨物船

貨物船F丸 消波ブロック衝突事件



F丸：貨物船 499トン

甲板長：五級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成21年8月9日 03時20分 大分県姫島南岸

気象海象：雨 風向 西 風力1 上げ潮末期

事実の概要

F丸は、砂利、スクラップ等の輸送に従事する船尾船橋型の鋼製砂利運搬船兼貨物船で、5人が乗り組み、スクラップ654.4トンを積載し、平成21年8月8日15時35分宮崎港を発し、山口県小野田港に向かった。

甲板長は、離岸作業を終えて自室に戻り、宮崎港に停泊していた3日間、さしたる業務もなく、休養をとっていたことに加え、船長と一等航海士のそれぞれ4時間ずつの船橋当直に続いて同当直に就くことになっていたため、寝台で横になったりして過ごし、18時頃から夕食をとった後、21時頃就寝して、翌9日00時頃起床し、睡眠が足りて疲労もなく、良好な体調で同当直に備えた。

00時45分甲板長は、伊予灘西部を北上中に昇橋し、少し前に速吸瀬戸を通過して同瀬戸と姫島東方沖合間の海図に記載された推薦航路線に沿っていることを引き継ぎ、01時00分一等航海士と交替して単独の船橋当直に就き、同航海士が使用していた居眠り防止装置から15分ごとに発せられる警報音をその都度止めることができなくて、同装置の電源を切り、操舵室後部のやや左舷寄りに置かれた椅子に腰掛け見張りに当たった。

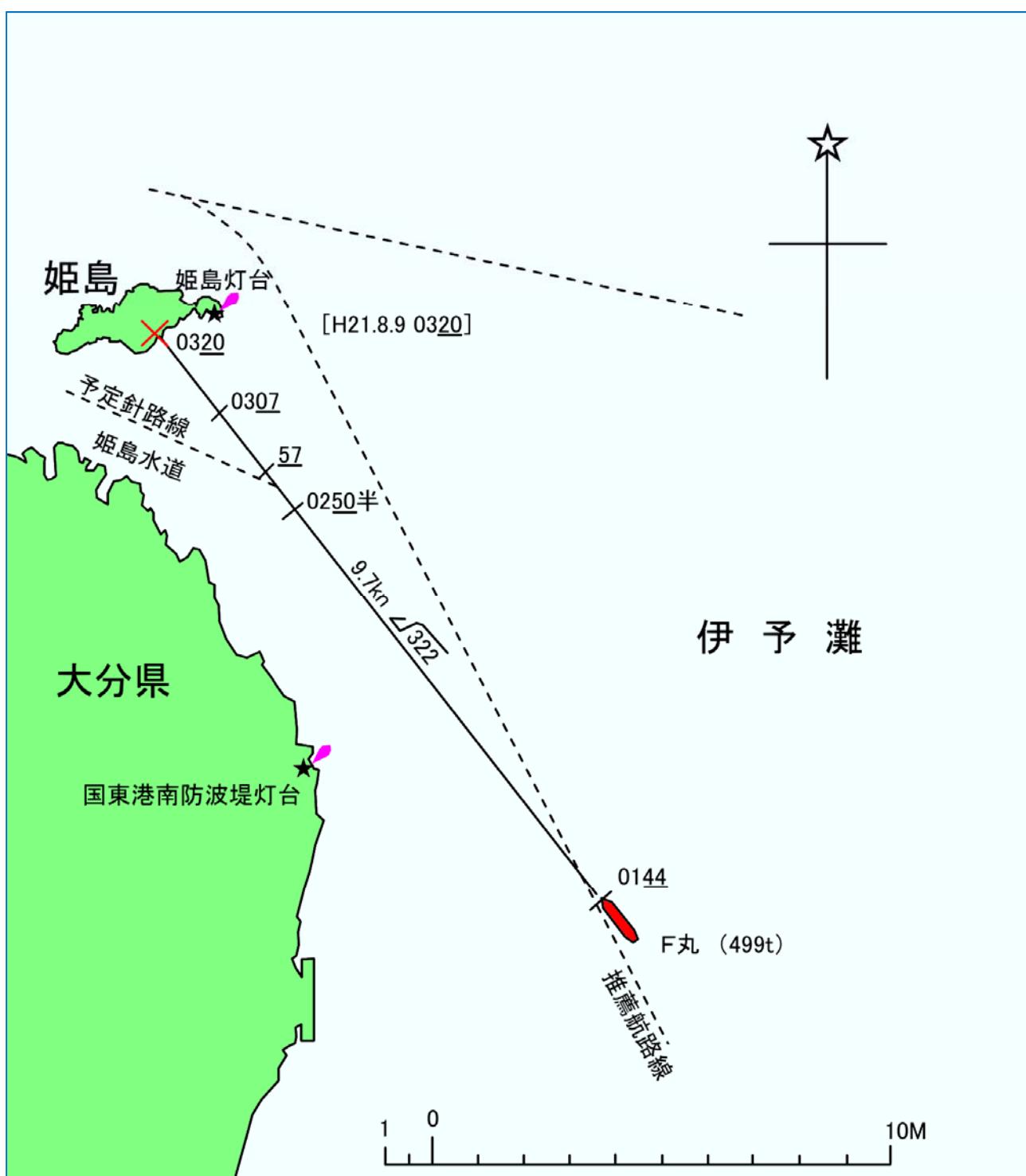
やがて、甲板長は、姫島水道を通航することを思い立ち、01時44分姫島南岸の約15海里南東方となる、国東港南防波堤灯台から115度7.0海里の地点に達し、同南岸まで4海里ほどとなつたならば左転して同水道を西行するつもりで、針路を同南岸の中央部に向く322度に定めて自動操舵とし、9.7ノットの速力で進行した。

02時50分半甲板長は、姫島南岸まで5海里ほどとなつた頃、左舷前方2海里付近の、姫島水道の予定針路上に3隻の漁船のレーダー映像を探知するとともに、各漁船の灯火も視認し、漁船を航過するまで左転を見合わせることとして、レーダーと目視とで漁船の動静を監視した。

02時53分半甲板長は、雨が降り出して漁船の灯火が少し見にくくなり、注意して漁船の動きを見守るうち、同灯火の方位が後方に変わることを認めて安心し、02時57分姫島灯台から163度3.6海里の地点に至り、最も手前の漁船が左舷前方1海里となった頃、左転に備えて操舵スタンドの後方に移動し、両腕を同スタンドの上面に置いたところ、折しも雨が小降りとなり、視界が回復したことから気が緩み、自然とまぶたが下がるようになって、眠気を感じたが、睡眠が足りて疲労ないので、居眠りすることはないと思い、身体を動かして眠気を払うなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同スタンドに寄り掛かったまま、間もなく居眠りに陥った。

03時07分甲板長は、3隻の漁船を航過して転針時機となったものの、このことに気付かず、姫島南岸の東浦漁港大海地区に向かって続航し、03時20分姫島灯台から248度1.4海里の地点において、F丸は、原針路、原速力で、その船首が大海東沖防波堤の南面沿いに設置された消波ブロックに衝突した。

衝突の結果、球状船首部に亀裂及び破口を伴う凹損を生じ、消波ブロック8個に脚折れ等を生じた。



疲労がなく、十分な睡眠をとっていても、前路に他船がいなければ安心して気が緩み、眠気を催すことがあります。時々、椅子から離れて身体を動かすなどして、眠気を払いましょう。

また、せっかく居眠りを防止するための装置を設置していても、電源を切っていては役に立ちません。電源は常時“ON”にして有効に活用しましょう。

油送船

油送船 T 丸 乗揚事件



T 丸：油送船 499 トン

船長：三級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成 23 年 10 月 14 日 23 時 00 分 阪神港神戸第 4 区

気象海象：雨 風向 南 風力 7 上げ潮中央期 視界良好 下げ潮中央期 波高 1.0 メートル
雷、強風、波浪注意報 海上風警報

事実の概要

T 丸は、船首錨及び同錨鎖として重量 1,060 キログラムのストックレスアンカー及び直径 30 ミリメートル 1 節の長さ 27.5 メートルの錨鎖 6 節を左右にそれぞれ備えた油タンカー兼液体化学薬品ばら積船で、5 人が乗り組み、空倉のまま、平成 23 年 10 月 14 日 18 時 05 分阪神港堺泉北区を発し、同港神戸第 4 区の検疫錨地に向かった。

これより先、船長は、同月 13 日 15 時 00 分名古屋港を出港して阪神港堺泉北区に向かい、同港で積荷を陸揚げした後、再度名古屋港に戻る予定のところ、14 日 11 時頃友ヶ島水道を通過して大阪湾を北上中、入手した天気図及び沿岸波浪図で、今後、前線を伴う発達中の低気圧の通過により、太平洋沿岸では翌日にかけて南風が強くなるとともに、潮岬沖合では波高が約 3 メートルになる情報を得たことから、揚げ荷役終了後、これまでに数十回錨泊したことのある第 4 区の検疫錨地に錨泊して天候の回復を待つことにし、その後、14 時 30 分阪神港堺泉北区に入港して、発航に至ったものであった。

ところで、気象庁発表の 14 日 15 時のアジア地上天気図によると、九州北部にあった温暖及び寒冷両前線を伴う 1006 ヘクトパスカルの低気圧が 30 ノットで東進しており、神戸海洋気象台は、前日の 23 時 35 分に瀬戸内海を対象に海上強風警報とともに、紀伊水道では南の風が次第に強まり、今後 24 時間以内に最大風速が 35 ノットに達する見込みなどの気象情報を、また同日 08 時 20 分阪神地域を対象に雷、強風及び波浪の各注意報とともに、14 日夕方から 15 日朝にかけて、南の風が陸上で最大風速毎秒 12 メートル、海上で同 15 メートル、波高 1.5 メートルになるなどの気象情報をそれぞれ発表していた。

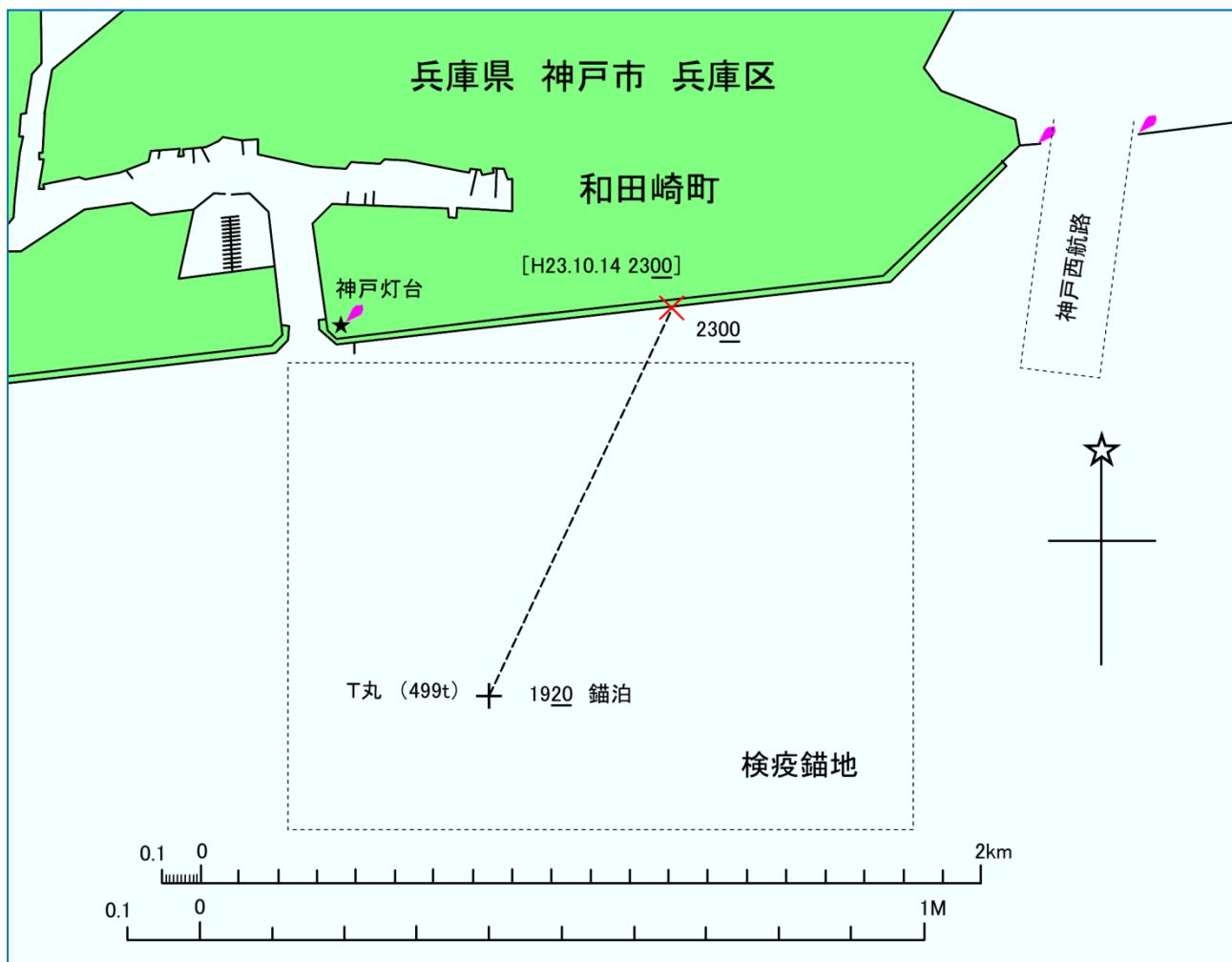
こうして、船長は、発航操船の後、船橋当直を一等航海士に任せて降橋し、テレビで 18 時 50 分過ぎから始まる天気予報を見たものの、雷、強風及び波浪の各注意報並びに海上強風警報の発表に関する情報を得ることができないまま再度昇橋し、19 時 00 分第 4 区検疫錨地に至ったところで、一等航海士から操船を引き継ぎ、間もなく同航海士を船首配置に就け、19 時 20 分神戸灯台から 157 度 1,020 メートルの水深約 14 メートルの地点で、毎秒約 8 メートルの北東ないし東北東風が吹き、降雨の中、船首を風に立てて右舷錨を投じ、平素、錨泊するときと同じ錨鎖 3 節を水面まで繰り出して、錨泊を開始した。

投錨時に船長は、錨地の南側に南風を遮るものなく、北側約 1,000 メートルには、兵庫県神戸市兵庫区和田崎町地先の護岸が控えていたが、陸地に囲まれた瀬戸内海では走錨するほど強い風が吹くことはなく、時々昇橋して錨泊状態や気象状況を確認すればよいと思い、南風が強まったなら右舷錨鎖の伸出量を増やすとか二錨泊とするとか走錨防止の措置をとることができるよう、守錨当直を行うことなく、機関を停止した後、他の乗組員を休息させ、自らも 19 時 40 分に降橋して、船橋を無人の状態にした。

22時20分昇橋した船長は、船首が東南東方を向き、風向が東ないし東南東となって南寄りに変化し、風速が毎秒約5メートルに弱まっていたことから、**今後、低気圧の接近に伴い、さらに、風向が南寄りとなり、風が強くなることを予想できたものの、依然、守錨当直を行ふことなく、2時間後に再度昇橋するつもりで、22時30分降橋し、自室で休息した。**

T丸は、その後、南寄りの強風と波浪により走錨し始め、和田崎町地先の護岸に向かって圧流されたが、船長が休息を続けていてこのことに気付かず、23時00分神戸灯台から087度860メートルの地点において、その左舷船尾が、同護岸の南側に設置された消波ブロックに乗り揚げた。

乗揚の結果、T丸は、舵板、推進器翼、同軸及び左舷船底ビルジキールに曲損を、船首から船尾にかけての左舷船底外板に破口を伴う亀裂、凹損及び擦過傷をそれぞれ生じた。



強風が予想される状況下で錨泊する場合、必ず守錨当直を行い、最新の気象情報を入手して気象の変化に十分注意しましょう。

また、機関をいつでも使用できる状態にしておくとともに、錨鎖の伸出量を増やしたり、双錨泊とするなど、走錨防止に努めましょう。

油送船

油送船A丸 乗揚事件



A丸：油送船 713トン

船長：四級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成23年4月11日 07時32分少し過ぎ 鹿児島県赤木名港

気象海象：雨 風向 北 風力2 上げ潮中央期 視界良好

事実の概要

A丸は、全通一層甲板船尾船橋型の鋼製油送船で、8人が乗り組み、ガソリン類550キロリットルを積み、平成23年4月9日23時05分関門港を発し、鹿児島県赤木名港港奥の前肥田地区に向かった。

ところで、赤木名港は、奄美大島北東部の南方に湾入して3つに分かれている笠利湾の東側支湾で、南南東方へ約2海里湾入り、その幅は約0.6海里で、沿岸から拡延したさんご礁で水路が形成され、港奥から約1海里のところには2メートルの等深線が水路の中央付近まで張り出し、2メートル以上の水深を確保する水路の最狭部となっており、同最狭部の西側に1基、東側に南北150メートル離れて2基の各立標（以下「赤木名立標」）が設置され、東西の立標間の可航幅は約100メートルであった。前肥田地区に向かう進入路として、赤木名立標間を航過して港奥の赤木名港導灯（前灯）（以下「前灯」）の方位184度が指導線として海図W245の港泊図に赤木名立標とともに記載されていた。

また、船長は、赤木名港前肥田地区へ向かうにあたり、事前に同港の水路状況を海図で調べ、赤木名立標の設置状況、前灯及び指導線について十分承知しており、水路最狭部の北方付近で、赤木名立標間を航過して前灯に向かう184度に針路を転じる予定にしていた。

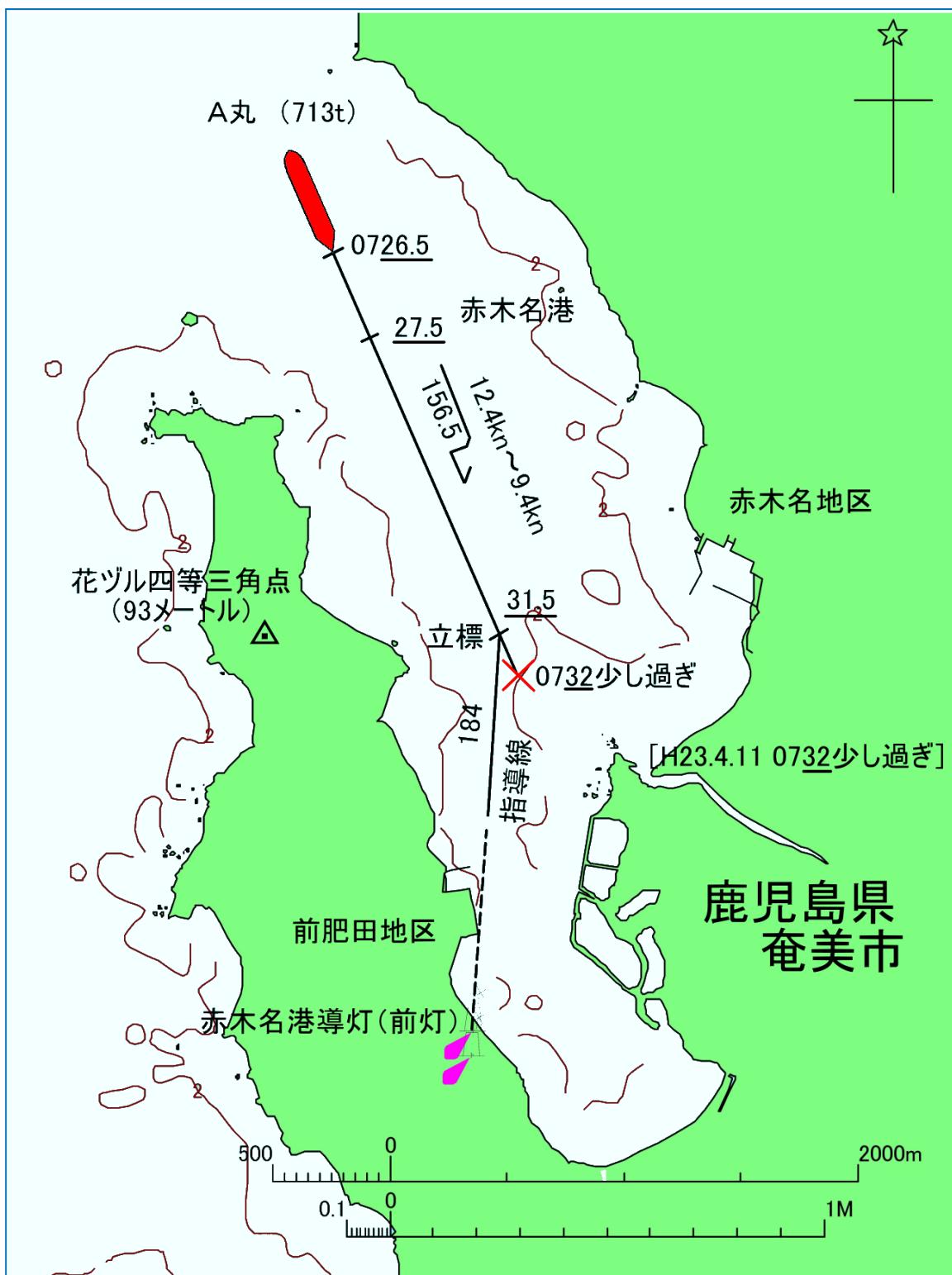
船長は、翌々11日06時40分笠利湾入口付近まで約7海里となる笠利崎灯台から347度5.4海里の地点で、折からの雨模様であったことから雨具を持参して入港に備えて昇橋し、前直者と交替して単独の船橋当直に就き、07時00分笠利湾入口付近まで3.0海里のところで、昇橋してきた機関長を機関操縦の配置に就け、その後、船首に3人の航海士を、船尾に2人の機関士及び司厨長をそれぞれ着岸時における配置に就けて南下を続けた。

07時26分半船長は、前灯から332.5度1,900メートルの花ヅル四等三角点（以下「三角点」）から011度1,630メートルの地点に至り、針路を赤木名立標付近に向かう156.5度に定め、機関を全速力前進にかけ、12.4ノットの速力で手動操舵により進行し、07時27分半頃半速力前進とし、その後、着岸時にウイングに出て操船するため、雨具の着用に取り掛かった。

07時31分半船長は、三角点から090度1,000メートルの地点に達したとき、水路最狭部の北方付近の予定していた転針地点であることが分かる状況であったが、雨具を着用することに気を取られ、前灯の方位を見るなどの船位の確認を十分に行わなかつたので、予定転針地点を航過したことに気付かなかつた。

こうして、船長は、速力が徐々に減少し、針路を転じることなく続航し、07時32分頃カッパの上着に腕を通しながらふと前路を見たとき、水路最狭部東側に設置されていた北側の立標が左舷船首至近に迫っていたことに気付き、急いで右舵を取ったのち、左舵を取つたが、どうすることもできず、07時32分少し過ぎ三角点から099度1,100メートルの地点において、A丸は、9.4ノットの速力で原針路のまま水路最狭部東側の浅瀬に乗り揚げた。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷が生じた。



転針予定地点至近で操船以外の作業を行うと、転針の時機を失するおそれがあります。導灯が設置されている狭い海域では、指導線（前灯と後灯の重視線）から外れると、乗揚の危険が増大しますので、船位を十分に確認し、操船に専念しましょう。

遊漁船と漁船

遊漁船T丸×漁船E丸 衝突事件



T丸：遊漁船 7.9トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：1箇月停止

E丸：漁船 1.57トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：戒告

発生日時場所：平成22年11月21日 06時51分 神奈川県城ヶ島西方沖合

気象海象：晴れ 風向 北北東 風力3 視界良好 下げ潮初期 日出時刻06時21分

事実の概要

T丸は、FRP製小型兼用船で、3人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、いか釣りの目的で、平成22年11月21日06時20分神奈川県長井漁港を発し、城ヶ島南方沖合の釣り場に向かった。

船長は、乗組員に甲板上で釣り客の対応をさせ、操舵室の椅子に腰掛け1人で操船に当たり、港外に出た頃、三浦半島西岸近くに釣り船や漁船が平素よりも少ないことを知り、同岸沿いに南下を始めて間もなく、15.0ノットの速力としたところ、船首が浮上し、自身の位置から左方に約20度、右方に約13度の範囲で槍出しによる船首死角を生じるようになったことから、時折船首を左右に振って同死角を補うとともに、レーダーを使用し、06時44分少し過ぎ諸磯崎灯台から272度1,490メートルの地点で、針路を160度に定め、遠隔操舵装置を手で操作して、同じ速力で進行した。

06時47分半船長は、城ヶ島灯台から306度1,580メートルの地点に達したとき、正船首1,600メートルに**E丸**を視認でき、同船が何ら形象物を掲げていないものの、北北東方に向首してほとんど停留しているような状態にあって、海中から左舷前部の舷側を越して同部甲板に取り込まれている刺し網が見えることから、漁ろうに従事中であることが分かり、その後同船に衝突のおそれがある態勢で接近することを認め得る状況であったが、平素と違って避けなければならない他船を見掛けなかったことから、付近に他船はないと思い、船首を左右に振ってはいても、周囲の見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かず、**E丸**の進路を避けることなく、同じ針路、速力で続航した。

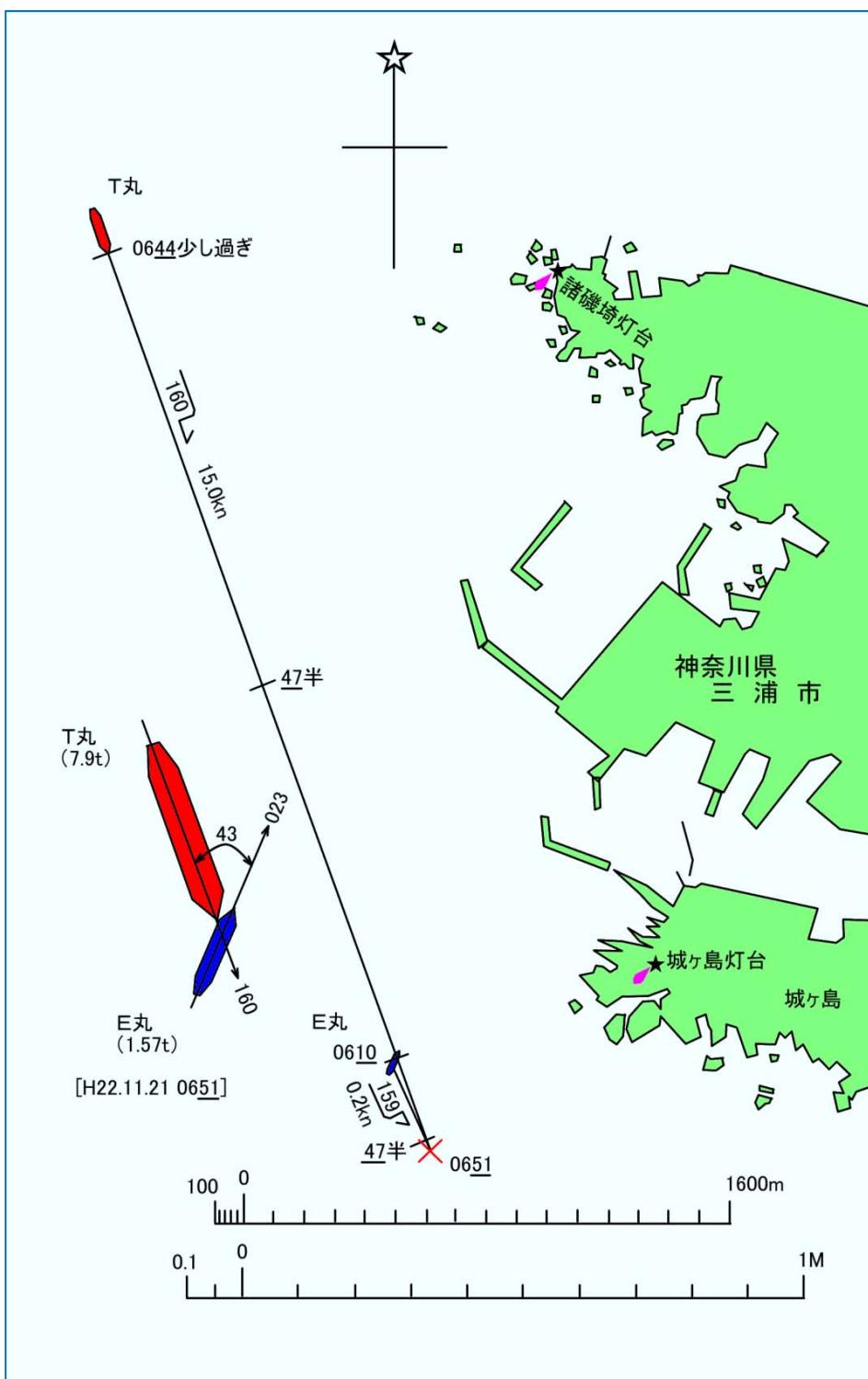
06時51分僅か前船長は、**E丸**の至近に迫り、同船から自船に向けて発せられている大声にも気付かず、06時51分城ヶ島灯台から230度950メートルの地点において、**T丸**は、原針路、原速力のまま、その船首が**E丸**の左舷前部に衝突し、同船に乗り揚げた。

また、**E丸**は、刺し網漁業に従事する、前部甲板の左舷側に揚網機及び操舵と機関操縦の遠隔装置（以下「リモコン」）を備えたFRP製漁船で、船長が1人で乗り組み、揚網の目的で、同日04時10分神奈川県三崎港を発し、航行中の動力船の灯火を表示したほか、操舵室上方のマストに黄色回転灯を点灯し、04時20分衝突地点の北方1,200メートルの漁場に着き、操業を開始して、3箇所に仕掛けてあった刺し網のうち、2箇所で揚網した。

これより先、船長は、**E丸**の全長が12メートル未満で、汽笛を備えていなかったものの、これまでに不便を感じたことがなかったことから、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を講じてなく、また、刺し網が長さ300メートルないし600メートル、高さ2メートルで、その投網中及び揚網中には船舶の操縦性能が制限されるものの、いつも漁ろうに従事中であることを示す形象物を掲げずに操業して、他船が避けてくれていたことから、同形象物を備えていなかった。

06時10分船長は、衝突地点の北北西方300メートルとなる、城ヶ島灯台から249度900メートルの地点で、北北西方から南南東方にかけて500メートル仕掛けてあった最後の刺し網の北端に着き、揚網機の後方に立ち、リモコンを操作して揚網を開始し、船首が北北東風に立つよう、船首方向を023度に保ち、左舷前部の舷側を越して同網を同部甲板に取り込みながら、船底を通って右舷後方に延びる同網を巻き揚げるにつれ、159度の方向に0.2ノットで移動した。

06時30分船長は、航行中の動力船の灯火と黄色回転灯を消灯し、06時47分半城ヶ島灯台から



231.5 度 940 メートルの地点に至ったとき、左舷船首 43 度 1,600 メートルに T丸を初めて視認したが、自船が揚網中であることを分かつて離れて航行してくれると想い、T丸に対する動静監視を十分に行わなかったので、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、同船に避航の気配がなかったものの、避航を促す音響信号を行うことができない状況下、機関を後進にかけるなど、衝突を避けるための協力動作をとることなく、揚網を続けた。

06 時 51 分僅か前船長は、視線を刺し網から上に向けて至近に迫った T丸を視認し、衝突の危険を感じ、その場で両手を振りながら大声を上げたものの、効なく、右舷側の海中に飛び込むのとほぼ同時に、E丸は、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、T丸は、船底外板に擦過傷等を生じ、E丸は、左舷前部外板に破口を生じ、同部ブルワークを破損し、E丸船長は低体温症及び急性気管支炎を負った。

船首浮上による船首死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを厳重に行うとともに、レーダーを有効活用する必要があります。

また、近づいてくる他船が自船に気付いていない場合もあります。漁ろう中であっても、見張りを十分に行いましょう。

漁船

漁船 T 丸 防波堤衝突事件



T 丸：漁船 14 トン

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成 23 年 9 月 5 日 05 時 30 分 鹿児島県安房港

気象海象：晴れ 風向 北西 風力 3 低潮時 日出時刻 05 時 55 分

事実の概要

T 丸は、さばまき網漁業に灯船として従事する FRP 製漁船で、船長が 1 人で乗り組み、操業の目的で、僚船 4 隻とともに、平成 23 年 9 月 4 日 19 時 00 分鹿児島県枕崎港を発し、5 日 01 時 00 分同県屋久島の安房港南東方の漁場に至り、魚群の探索に従事したものの、魚影が見つからないまま夜明けが迫ったので、探索を打ち切り、同日夜の操業に備えて安房港の岸壁に着岸して休息をとるため、04 時 45 分頃同港に向け同漁場を発した。

ところで、T 丸の所属する船団が行うまき網漁業は、T 丸のほか、灯船 1 隻、運搬船 2 隻及び網船 1 隻と共に日没後出港し、投網開始から漁獲物を運搬船に積み終えるまで 2 時間を要する操業を 2 度行い、日出時頃に水揚げを行うため入港し、日中に休息をとて再び日没後に出港し、4 日ないし 5 日の出漁ののち、1 日休漁となる操業形態となっていた。

船長が行う探索は、各種のソナー及び魚群探知機をすべて作動させ、時には水中灯を点灯し、漁場付近で別の灯船の指示を受けながら、約 11 ノットの速力で椅子に腰掛け操舵操船に当たり、同漁場付近の海域を行き来したり、周回したりしながら、僚船と時折連絡を取り合い、魚群を探す作業に従事するものであった。

これより先、船長は、前日及び前々日、枕崎港南東方でいつものように探索に従事し、本件時発航前、いつもと同じく操舵室後部の畳の間で朝から日没後に出港するまで、眠りに就き休息をとっており、枕崎港から漁場までの当直及びそれに続いて別の灯船と共に漁場で探索に従事したものの、平素と変わらぬ探索を行っていたことから、本件時、疲労が蓄積したり、睡眠が不足したりする状況ではなかった。

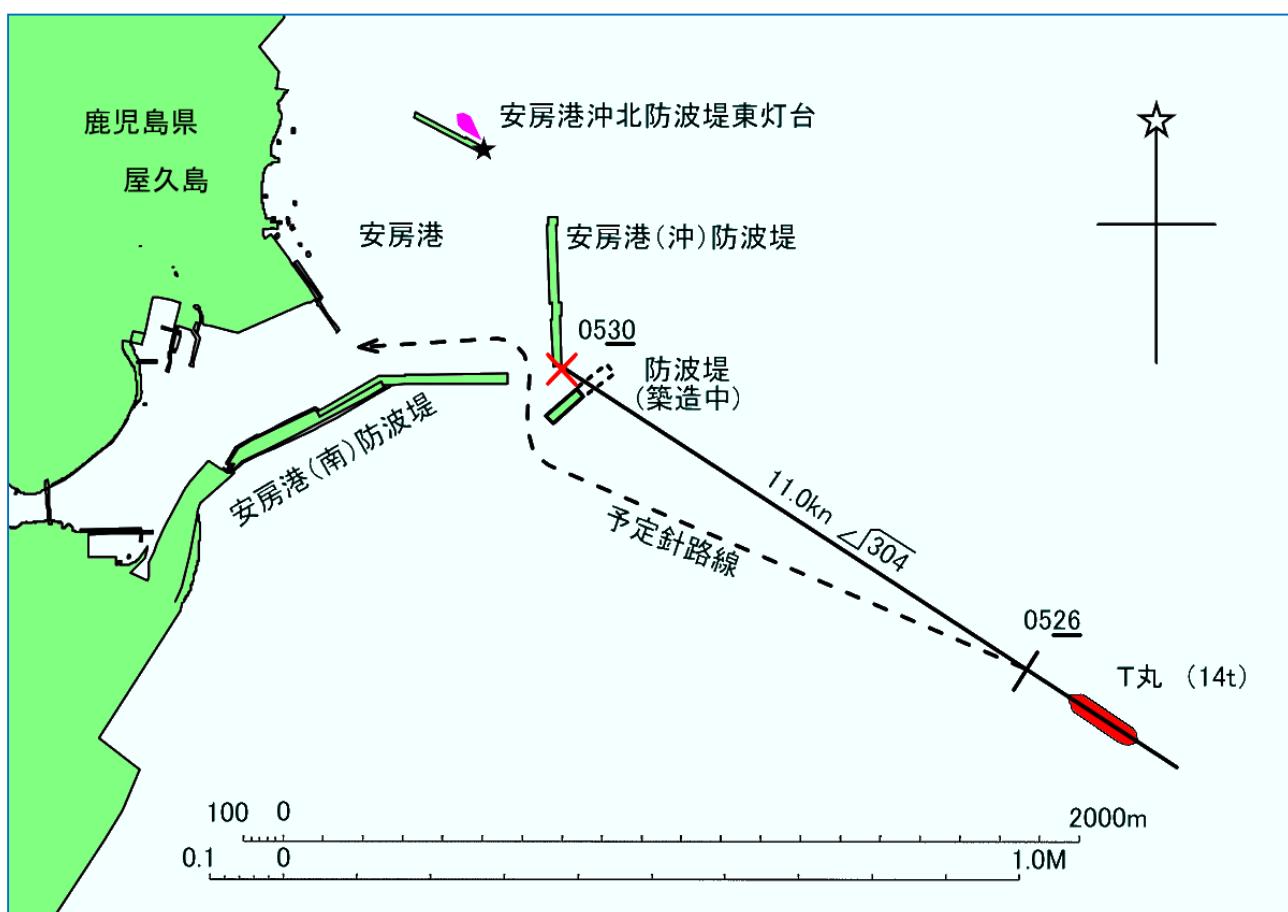
漁場を発したのち、船長は、レーダー及び GPS プロッターを作動させ、04 時 49 分半安房港沖北防波堤東灯台（以下「東灯台」）から 127 度 7.4 海里の地点で、同プロッターを見て、針路を安房港港口に向く 304 度に定め、機関を半速力前進にかけ、11.0 ノットの速力とし、椅子に腰掛け、先行する 4 隻の僚船に後続して自動操舵により進行した。

05 時 14 分少し前船長は、東灯台から 126 度 3.1 海里の地点に至ったとき、GPS プロッターに表示された安房港港口が 3 海里となり、航程の半分以上が過ぎ入港が間近となったことから

気が緩んで眠気を催したが、もう少しで港口に達するのでそれまでは眠気を我慢できるものと思い、甲板上に出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、椅子に腰掛け上半身を立てた姿勢でうつむいたまま、間もなく居眠りに陥った。

05時26分船長は、船首方の安房港沖防波堤まで0.75海里の転針予定地点に至ったものの、築造中の防波堤南方に向けて転針することなく、原針路及び原速力のまま続航中、05時30分東灯台から160度590メートルの地点において、T丸は、法線方向180度の安房港沖防波堤東面に衝突した。

衝突の結果、船首部を圧壊した。



漁船では、漁を終えて帰航中の事故が多くなっています。漁の疲れで眠気を催しても、「漁港までもう少しだから我慢できるだろう」と思っているうちに、居眠りに陥ってしまうケースが目立ちます。外気に当たったり体を動かしたりするなどして眠気を払い、居眠り運航の防止に努めましょう。

漁船

漁船D丸 防波堤衝突事件



D丸：漁船 199トン

船長：五級海技士（航海）免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成23年11月7日 05時10分 長崎県田平港

気象海象：曇り 風向 北 風力4 上げ潮末期 平戸瀬戸の北流最強時

事実の概要

D丸は、大中型まき網漁業に運搬船として従事する鋼製漁船で、8人が乗り組み、漁獲物7.2トンを積載し、平成23年11月7日00時20分長崎県野母崎西方沖合約20海里の漁場を発進し、平戸瀬戸を経由する予定で、同県調川港に向かった。

船長は、04時55分平戸大橋南方約3海里の地点で昇橋して前直者と交替し、自身と甲板員3人による単独2時間交代の輪番制とした船橋当直に就き、平戸瀬戸南口に向北上した。

ところで、平戸瀬戸南口にある田平港内には、平戸大橋北方約500メートルの平戸市田平町の陸岸から北西方向に延びる長さ約400メートルの西防波堤が築造され、そのほぼ北端に田平港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」）が設置されていた。そして、夜間、平戸瀬戸を北上する船舶が同防波堤中央部付近に衝突する事故が頻発したことから、同防波堤の位置を明示する目的で、西防波堤灯台から164度110メートルの地点及び同地点から陸上側に向けて約50メートルの間隔で、光達距離が4.5キロメートルないし5.5キロメートルで4秒1閃の黄色光を発する4個の簡易標識灯（以下「防波堤灯」とし、北側から1号ないし4号の順番号を付す。）が設置されていた。



平戸瀬戸 田平港付近

また、北流時の平戸瀬戸北航針路法として、海上保安庁刊行の書誌第105号九州沿岸水路誌では、平戸大橋南方0.8海里のところにあるアサマと称する浅所域の東側から同瀬戸南口の中央に進み、同中央付近から徐々に変針して南風崎西方約200メートルないし250メートルの地点へ進むとされていた。

船長は、同瀬戸を北上する際には、平戸大橋橋梁灯（C1灯）（以下「橋梁灯」）の真下附近で西防波堤の中央部に向首し、同防波堤の手前約150メートルのところで左転して南風崎西方約150メートル付近に向かう針路としていたが、西防波堤灯台と小田助瀬灯標を操舵目標としていたことから、防波堤灯の存在を知らなかった。

船長は、05時04分西防波堤灯台から204度1.4海里の地点で平戸大橋まで約1海里となつたとき、レーダー画面上で西防波堤を確認し、針路をほぼ橋梁灯に向首する028度に定めて機関を回転数毎分650とし、折からの北流に乗じて13.0ノットの速力で、手動操舵により進行した。

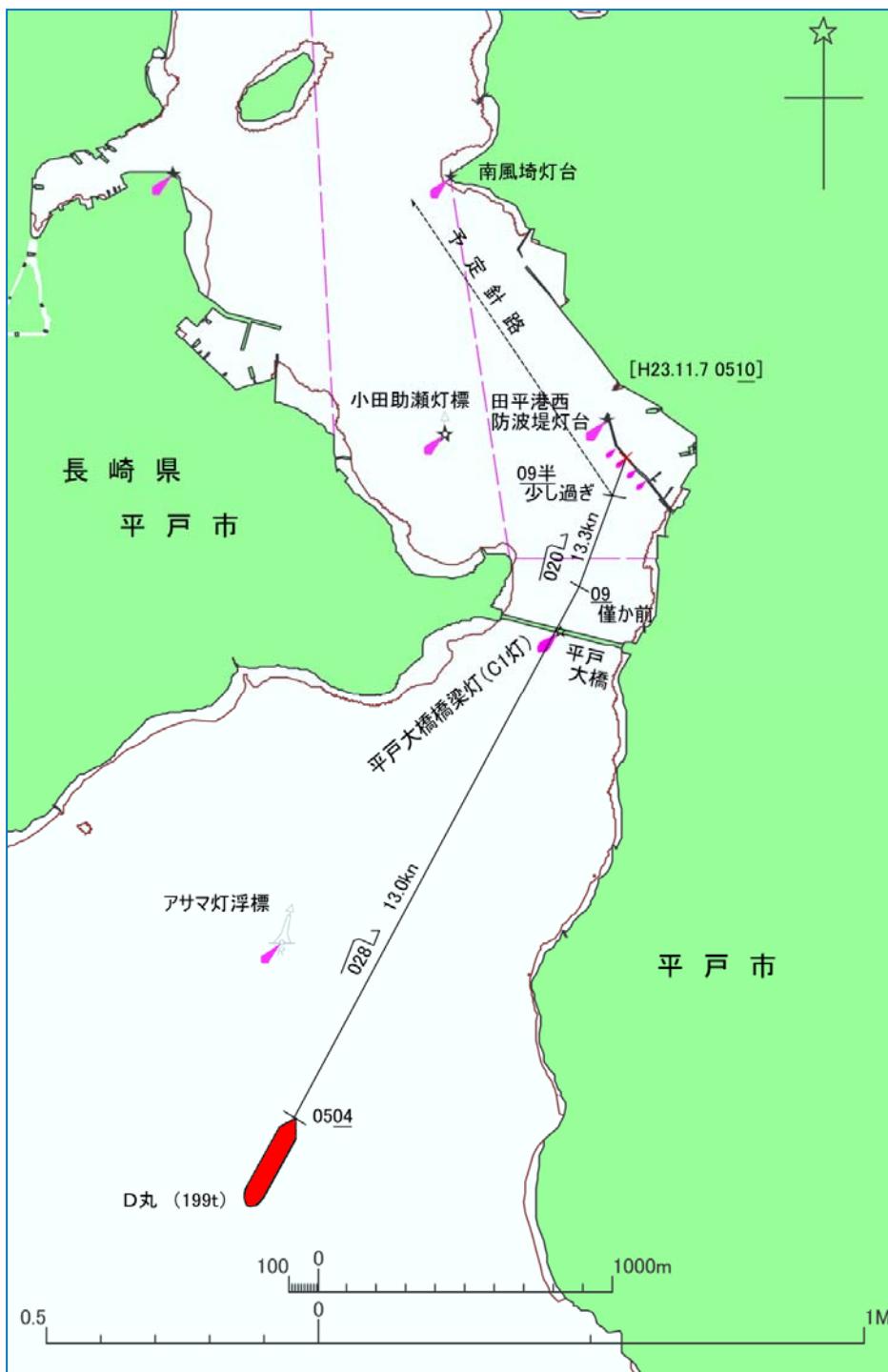
船長は、05時08分半平戸大橋を航過し、05時09分僅か前西防波堤灯台から190度570メートルの地点に達したとき、平戸瀬戸内に他船がないことを確認し、針路を西防波堤中央部付近に向く020度に転じて機関を回転数毎分500に減じ、強まった北流に乗じて13.3ノット

の速力となって続航した。

船長は、転針したとき、西防波堤まで460メートルに接近しており、転針時機が遅れると同防波堤に衝突するおそれがあったが、正船首わずか右のところから右舷方に2号ないし4号防波堤灯の3個の黄色の灯火を視認し、それらの距離を近くに感じたことから、同灯火を同防波堤沖合に浮設された漁具の灯火と判断し、同灯火を右舷側に航過して左転すればいつものように南風崎西方に向くものと思い、同灯火への接近状況を見るに気をとられ、作動中のレーダーを使用して同防波堤までの距離を確認するなど、船位の確認を十分に行なうことなく進行した。

こうして、船長は、黄色の灯火を見ながら同じ針路、速力で続航し、05時09分少し過ぎ転針予定としていた西防波堤まで150メートルの地点を航過したこと気に付かないまま進行中、D丸は、05時10分西防波堤灯台から155度150メートルの地点において、原針路、原速力のまま、その右舷船首部が西防波堤に衝突した。

衝突の結果、右舷船首部外板、球状船首部及び右舷船尾部外板に凹損を含む擦過傷並びに船首部ハンドレールに折損等を生じ、西防波堤は、防波堤上部コンクリートに剥離を生じ、防波堤灯1基が倒壊した。



夜間において、灯火の誤認は大きな事故につながります。

目視だけに頼らず、レーダーを活用して船位の確認を十分に行いましょう。

プレジャーボート

モーター ボート K 丸 乗揚事件



K 丸：モーター ボート 5.53 メートル

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：1箇月停止

発生日時場所：平成 23 年 12 月 18 日 09 時 40 分 長崎県蛎ノ浦島北岸

気象海象：曇り 風向 北西 風力 4 上げ潮中央期 視界良好

事実の概要

K 丸は、FRP 製モーター ボートで、船長が 1 人で乗り組み、知人 3 人を乗せ、釣りの目的で、平成 23 年 12 月 18 日 08 時 30 分長崎県佐世保港を発し、同港南西方約 10 海里のところにある同県御床島西岸の釣り場へ向かった。

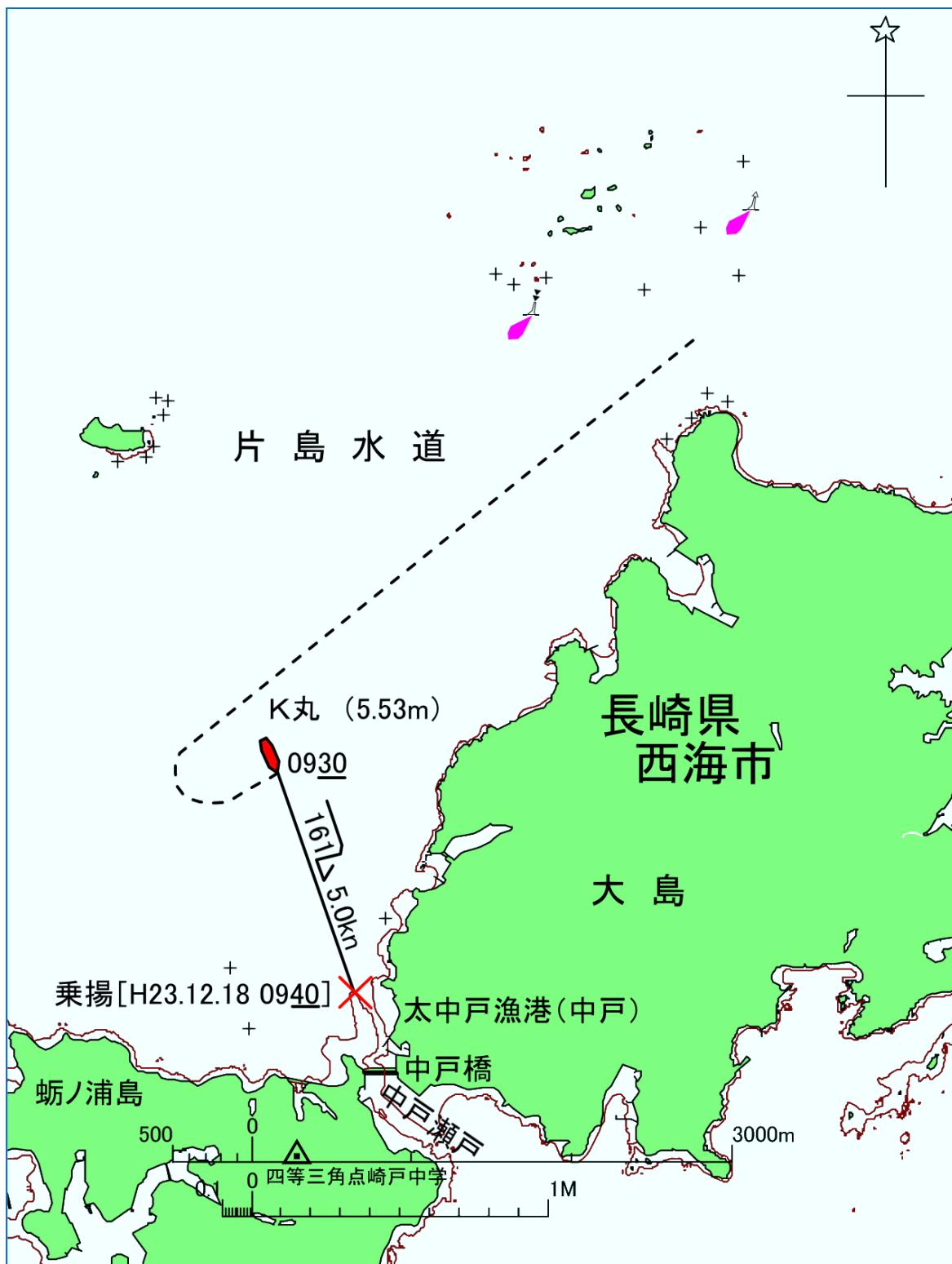
船長は、同県大島西方の片島水道を航行中、北西風が強まって釣り場で波が高いことが予想されたので、釣りを取りやめることとし、反転して帰途に就いたところ、左舷正横方からの波浪が高まり、船体動搖が大きくなってきたことから、風波を避けるために、船で通航したことはないものの、何度も磯釣りに出かけたことがある、大島と蛎ノ浦島との間の中戸瀬戸を通航して、島陰となる大島の東側を航行することとした。

ところで、中戸瀬戸は、大島、蛎ノ浦島それぞれから拡延する浅礁に挟まれた幅約 30 メートルの屈曲した水路で、片島水道側から同瀬戸を通過して両島の南側に出たのち、大島東側の寺島水道を経て佐世保港に至ることができ、海図 W204 には、同瀬戸に架かる中戸橋北方 500 メートルのところまで浅礁が拡延していることなどが示されていた。

船長は、中戸瀬戸に向けるに当たり、同瀬戸を通航した経験がなく、浅礁の詳細な拡延状況を把握していなかったが、K 丸より大きな漁船が同瀬戸を通航するのを見たことがあったので、同瀬戸に接近したのち、日頃、沖合から磯の釣り場に接近するときのように、海中の浅瀬の状況を確認しながら航行すれば、無難に通航できるものと思い、船内に備えていた海図 W204 で同瀬戸付近の浅礁の拡延状況を確認するなど、水路調査を十分に行うことなく、09 時 30 分四等三角点崎戸中学（以下「崎戸三角点」）から 356 度 1.3 海里の地点で針路を中戸橋に向く 161 度に定め、5.0 ノットの速力で手動操舵により進行した。

定針したとき、船長は、蛎ノ浦島から中戸橋北方 500 メートルのところまで拡延した浅礁に向首する状況となつたが、水路調査を十分に行わなかつたので、このことに気付かず、その後も、同じ針路、速力で続航中、船首に見張りとして配置した同乗者から目前に浅礁があることを大声で知らされた直後、09 時 40 分崎戸三角点から 021 度 1,100 メートルの地点において、原針路、原速力のまま、蛎ノ浦島北岸の浅礁に乗り揚げた。

乗揚の結果、プロペラ翼に曲損を生じたが、潮高の上昇にともなつて自然離礁し、付近にいた小型船により、太中戸漁港に引き付けられた。



水面下の浅礁は、操船しながら確認することは困難です。

通航経験のない場所を航行するときは、出航前に、海図やプレジャーボート・小型船用の参考図、港湾案内などにより入念な水路調査をし、安全で無理のない航海計画を立てておくことが重要です。

プレジャーボート

モーター ボート R 号 運航阻害事件



R号：モーター ボート 6.43 メートル

船長：小型船舶操縦士免許 懲戒：戒告

発生日時場所：平成 23 年 8 月 7 日 15 時 10 分 新潟県寺泊港南方沖合

気象海象：晴れ 風向 北 風力 1 下げ潮末期 視界良好

事実の概要

R号は、FRP 製モーター ボートで、速度計はなかったが回転計を備え、船体最後部に 4 気筒の船外機を設け、燃料油としてガソリンを使用する同機用の容量 50 リットルの燃料タンクを船尾部の燃料タンク室に納めていた。

燃料タンクは、その頂部に油面計及び給油口が取り付けられていたが、油面計には目盛りが刻まれていなかったので正確な燃料油量の判断ができなかった。

船長は、船舶所有者から R号を借り受けて単独で乗り組み、遊走の目的で、平成 23 年 8 月 7 日 11 時 30 分新潟県寺泊港を発し、11 時 35 分寺泊港第 1 防波堤灯台（以下「第 1 防波堤灯台」）から 074 度 1,100 メートルの、寺泊中央海水浴場の水深約 1.4 メートルの地点（以下「中央海水浴場」）に至り、アンカーを入れて砂浜に上陸した。

ところで、船長は、知り合いの船舶所有者から同年 8 月中旬と下旬に R号を 2 回借りて遊走に使用したことがあったが、これまで取扱説明書に当たるなり、船舶所有者に聞くなどしていなかったので、時間あたりの燃料油消費量や燃料油 1 リットルあたりの航走可能距離など、R号を運航するにあたって保有すべき燃料油量を算出するのに必要な諸元を把握していなかった。

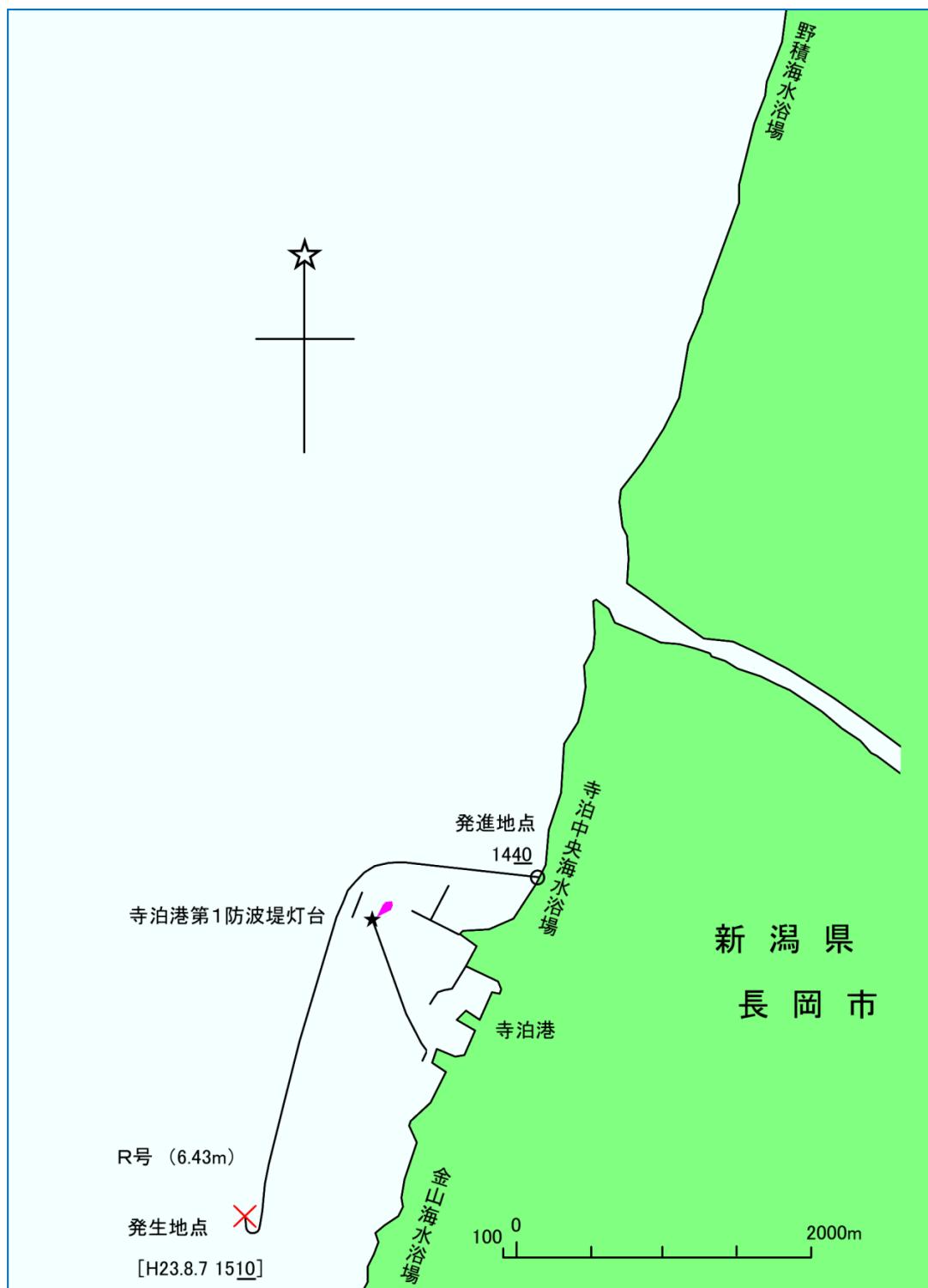
そして、船長は、寺泊港の斜路から R号を着水させる前、給油口の蓋を開けて燃料タンク内に視線を落とし、約 25 リットルの燃料油を目測したとき、平成 22 年 R号を借りた際に 25 リットル強の量で遊走したことがあって、同タンク内に半分の量があれば遊走するのに足りると考え、車両に積んできた 20 リットルの予備燃料タンクを R号に積み込まなかった。

船長は、砂浜で十数人の知人等と合流し、12 時 10 分大人 3 人を同乗させ、機関を回転数毎分約 5,000 にかけ、約 12.5 ノットの速力により、中央海水浴場から北方の野積海水浴場沖合にかけて約 30 分間遊走して休息したのち、13 時 10 分 4 人を同乗させ、約 2,000 回転として約 4.5 ノットの速力により、中央海水浴場から西方沖合にかけて約 30 分間遊走したのち、砂浜で昼食をとった。

昼食後船長は、3 回目の遊走に出ることとし、同人が 1 人で乗り組み、3 人を同乗させ、給油口の蓋を開けて見たところ、燃料油が約 3 分の 2 消費されて残油量が少ないと認めたが、ゆっくり走れば大丈夫と思い、砂浜に駐車中の車両に用意していた予備燃料タンクを積み込むなど燃料油を十分に保有しなかった。

こうして R号は、14 時 40 分中央海水浴場を発進し、約 2,000 回転として約 4.5 ノットの速力により、南方に向けて遊走したのち、金山海水浴場沖合に至って引き返すこととし、反転して間もなく、15 時 15 分第 1 防波堤灯台から 202 度 2,200 メートルの地点において、燃料油が欠乏して船外機が停止し、航行不能となった。

その結果、R号は、16 時 30 分頃付近海域を巡視中の巡視艇に発見され、曳航されて寺泊港に引きつけられた。



出航前には燃料油の搭載量を確認し、また予備の燃料を搭載しましょう。

特に、借りた船を操船する場合は、航走可能距離や燃費などの諸元をよく理解し、無理のない航海計画を立てるとともに、家族やマリーナに航海計画や帰航予定時刻などを知らせておきましょう。

また、連絡手段を確保しておきましょう。

○トピックス

海難審判所では、主な海難の裁決事例を紹介したニュースレターの発刊や、全国の審判所で言い渡された裁決のホームページ掲載等、海難防止に役立つ情報の提供のほか、小・中学生への広報活動などを行っています。

1 J M A T ニュースレター

海難の事例を広く周知し、海難防止対策に役立てていただくことを目的として、「J M A T ニュースレター」(「Japan Marine Accident Tribunal」は、海難審判所の英語表記)を発刊して、主な海難の裁決事例を紹介し、どのようにして海難が起こってしまったのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、わかりやすい解説を加えながら、随時、情報の配信をしています。

J M A T ニュースレターの配信希望は、海難審判所のホームページから行うことができます。



2 海難審判所ホームページ

海難審判制度の紹介や審判手続きの案内を掲載しているほか、過去7年間に言い渡した海難の裁決を発生場所、事件種類及び船舶種類に区分けをして公表しています。

なお、この「平成25年版レポート 海難審判」は、海難審判所のホームページでもご覧いただけます。

アドレス <http://www.mlit.go.jp/jmat/>



【トップページ】

3 子どもたちへの広報活動

毎年、夏休み期間中に開催される「子ども霞が関見学デー」において、企画を実施しています。平成25年8月7日には、約45名の子どもたち、引率者に対して、海難審判のしくみや日本における船の役割等を説明し、海と船に関するクイズを出題しました。

また、国土交通省ホームページのキッズコーナーに、海難審判所の審判廷を、国土交通省の業務説明や施設見学の場として掲載し、修学旅行や社会科見学で訪れる小・中学生を受け入れています。平成24年には、関東地方のほか、福島県や兵庫県などからも合計6校の小・中学生が訪れていました。

詳細は、国土交通省キッズコーナー (<http://www.mlit.go.jp/kids/>) をご覧ください。



【子ども霞が関見学デー】

資 料 編

資料1 平成24年 海難種類別原因分類

(単位:原因数)

原 因	海 難 種 類		衝	衝 突 (単)	乗	沈	転	遭	火	機	死 傷	施 設	運 航	浸	合
	突	揚	没	覆	難	災	傷	等	傷	損	傷	障	害	水	計
船舶運航管理の不適切						1	1			2			1		5
船体・機関・設備の構造・資材・修理不良					1						1				2
発航準備不良				1		1							2		4
水路調査不十分			8		1						2				11
針路の選定・保持不良	2	3	3												8
操船不適切		9	7			1					1				18
船位不確認		15	31								6				52
見張り不十分	192	3								2	1				198
居眠り	6	5	32								1				44
操舵装置・航海計器の整備・取扱不良															0
気象・海象に対する配慮不十分		2			3	1				1					7
錨泊・係留の不適切	1		2		3								1		7
荒天措置不適切															0
灯火・形象物不表示	2														2
信号不履行	24														24
速力の選定不適切	7	5	2		1										15
航法不遵守	57														57
主機の整備・点検・取扱不良									8						8
補機等の整備・点検・取扱不良													3		3
潤滑油等の管理・点検・取扱不良								1							1
電気設備の整備・点検・取扱不良															0
甲板・荷役等作業の不適切										3					3
漁労作業の不適切															0
旅客・貨物等積載不良					3					1					4
服務に関する指揮・監督の不適切	4	1	2												7
報告・引継の不適切	1														1
火気取扱不良															0
不可抗力										1					1
その他				1					1	1					3
合 計	296	43	89	0	13	3	2	10	11	11	3	4			485
裁 決 件 数	134	41	86	0	10	3	2	10	11	11	2	4			314
裁決の対象となった船舶隻数	277	43	87	0	11	3	2	10	11	11	2	4			461
海難の原因ありとされた船舶隻数	256	41	86	0	10	3	2	10	11	11	2	4			436

※裁決では、1隻の船舶について複数の原因を示すことがあります。

資料2 平成24年 船種別原因分類

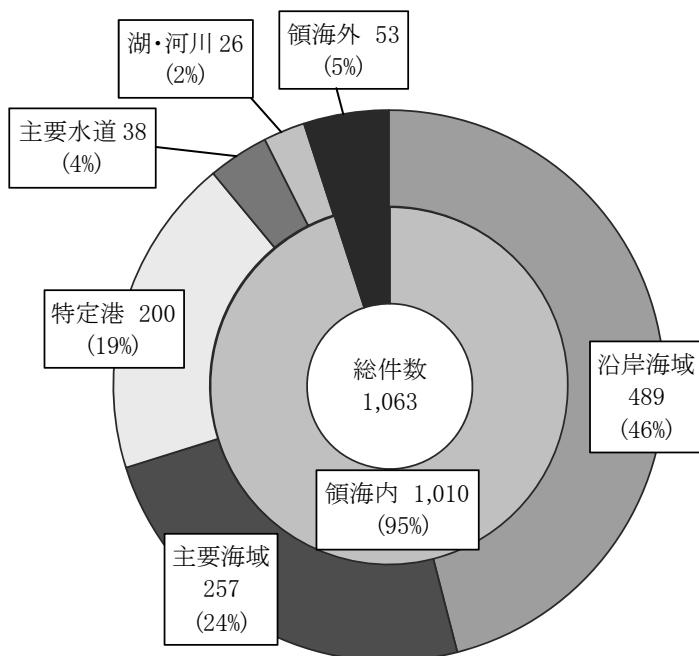
(単位:原因数)

原因	船種	旅 客	貨 物	油 送	漁 船	引 船	押 船	作 業	遊 漁	瀨 渡	プレ ジヤ ー ボ ー ト	交 通	公 用	（ 非 は しけ ・ 自 バ ジ 等）	そ の 他	合 計
	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	船	計
船舶運航管理の不適切		1	1								2				1	5
船体・機関・設備の構造・資材・修理不良					1						1					2
発航準備不良					2			1			1					4
水路調査不十分					3			1			7					11
針路の選定・保持不良		1	3		1						2				1	8
操船不適切		1	7	2	5						2		1			18
船位不確認			7	4	17		3	1	3	2	14		1			52
見張り不十分			33	4	76	10	1		20		54					198
居眠り			15		26			1			2					44
操舵装置・航海計器の整備・取扱不良																0
気象・海象に対する配慮不十分			1	1	3						2					7
錨泊・係留の不適切					1	3					2				1	7
荒天措置不適切																0
灯火・形象物不表示					2											2
信号不履行			6	2	13						3					24
速力の選定不適切		1	8	1	1						1	2		1		15
航法不遵守			17	6	21	1	1		1		10					57
主機の整備・点検・取扱不良					8											8
補機等の整備・点検・取扱不良		1			2											3
潤滑油等の管理・点検・取扱不良						1										1
電気設備の整備・点検・取扱不良																0
甲板・荷役等作業の不適切					3											3
漁労作業の不適切																0
旅客・貨物等積載不良					3				1							4
服務に関する指揮・監督の不適切		1	1	1	2	1	1									7
報告・引継の不適切			1													1
火気取扱不良																0
不可抗力											1					1
その他					1	2										3
合 計		6	100	23	195	12	6	4	25	4	104	0	3	0	3	485
裁決の対象となった船舶隻数		5	86	18	179	11	5	5	25	4	106	0	3	11	3	461
海難の原因ありとされた船舶隻数		5	84	18	174	11	5	4	25	4	100	0	3	0	3	436

※裁決では、1隻の船舶について複数の原因を示すことがあります。

※プレジャーボートには、モーターボート、水上オートバイ及びヨットを含みます。

資料3 平成24年 発生水域別件数（理事官が立会したもの）



資料4 平成24年 特定港及び湖・河川における海難種類別発生件数（理事官が立会したもの）

(単位:件)

海難種類 特定港	衝突	衝突 (単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関 損傷	死傷等	施設等 損傷	安全・ 運航 阻害	合計
釧路		2												2
苫小牧		2									1			3
室蘭								1					1	2
函館		1	1		1									3
小樽	1	1												2
留萌		1	1											2
青森		1												1
八戸	1	1	1											3
仙台塩釜										2				2
秋田船川	1													1
酒田	1		1							1				3
鹿島		1												1
木更津	1	2				1						1		5
千葉		11				1				1	1			14
京浜(東京区)	1	4				1								6
京浜(川崎区)	1	3	1				1							6
京浜(横浜区)	3	2			1					1				7
横須賀	1	2		1		2								6
新潟			1											1
敦賀	1	1	1											3
衣浦		1								1				2
名古屋	1	4	1							1				7
四日市		2												2
舞鶴	2													2
阪南		1	1					1						3
阪神(大阪区)		4	2							1				7
阪神(神戸区)		2						1		1	1			5
阪神(尼崎西宮芦屋区)		3	2											5
阪神(堺泉北区)		2								1	1			4

(単位:件)

特定港	海難種類	衝突	衝突 (単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関 損傷	死傷等	施設等 損傷	安全・ 運航 阻害	合計
東播磨			2										1		3
姫路			1								1				2
和歌山下津		2	3												5
浜田		1													1
宇野											1				1
水島		5		1											6
福山		1					1								2
尾道糸崎			2												2
呉			3				1				1				5
広島			2				1						1		4
徳山下松			1	2							1				4
宇部			4					1							5
閨門(若松区)			4				1								5
閨門(若松区外)		2	9	2									1		14
徳島小松島			2												2
坂出			2												2
高松				1			1		1		1				4
松山			2												2
今治									1						1
博多		1	4	1							1				7
三池				1											1
長崎												1			1
大分		1	2												3
鹿児島						1									1
名瀬			1												1
那覇			2								1				3
三河		1		1									1		3
合計		29	100	22	1	3	10	2	5	0	15	7	4	2	200

湖・河川	5	4	3	1	1						1	11			26
------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	---	----	--	--	----

注：事件が発生していない特定港は、掲載していません。

※ 理事官が海難を認知するには、海上保安官からの「海難発生通知書」または船長からの船員法第19条による「海難報告書」などがあります。流木等の浮流物接触や軽度の船底接触などの比較的軽微な海難については、海難発生件数の統計から除いています。

資料5 平成24年 主要水道における海難種類別発生件数（理事官が立件したもの）

(単位:件)

海難種類 主要水道	衝突	衝突 (単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関 損傷	死傷等	施設等 損傷	安全・ 運航 阻害	合計
浦賀水道	6				1	1	1			2	1	2		14
伊良湖水道														0
師崎水道			1											1
布施田水道														0
明石海峡	2	1			2									5
友ヶ島水道	1		3											4
鳴門海峡	1													1
直島水道														0
来島海峡			1							2				3
三原瀬戸			1											1
釣島水道														0
音戸瀬戸														0
大畠瀬戸														0
上関海峡														0
速吸瀬戸														0
関門海峡	1		1											2
倉良瀬戸														0
平戸瀬戸	1	1	4								1			7
合 計	12	2	11	0	3	1	1	0	0	5	1	2	0	38

資料6 平成24年 主要海域における海難種類別発生件数（理事官が立件したもの）

(単位:件)

海難種類 主要海域	衝突	衝突 (単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関 損傷	死傷等	施設等 損傷	安全・ 運航 阻害	合計
根室海峡														0
津軽海峡			1					1						2
陸奥湾	1				1	1						2		5
東京湾	4	2	1		1	1	1			1	4	4	2	21
伊勢湾	4	2	2		1				1	2				12
三河湾	2		1		2						1	2		8
紀伊水道	2	2	2								2	1		9
大阪湾	6	1	2		1					3	1	1		15
播磨灘	13	2	7					1		1	1	3		28
備讃海域東部	6	2	4									1		13
備讃海域西部	10	4	6							1	1			22
備後・燧灘	7	2	1					1			1	1		13
安芸灘・広島湾	9	5	9		1			2		1	2	4		33
伊予灘	11	3	6							1	1			22
周防灘	5	2	5			1				2	1			16
豊後水道	5	5	2			1		1		4		1	1	20
島原湾・八代海	7	4	2		1						2		2	18
合 計	92	36	51	0	8	4	1	6	1	16	17	20	5	257

資料 7 平成 24 年 沿岸海域及び領海外における海難種類別発生件数（理事官が立件したもの）

(単位:件)

海難種類 沿岸海域	衝突	衝突 (単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関 損傷	死傷等	施設等 損傷	安全・ 運航 阻害	合計
雄冬岬～紋別	1	1	1			1		1		2	3			10
紋別～十勝川口	6	2		1		3				7	3			22
十勝川口～白神岬	7	4	3		3			2		1	1	2		23
白神岬～雄冬岬	1		1					1		2	2		1	8
尻屋崎～鮭ヶ崎	2	2	1		2	1	1	1			1			11
鮭ヶ崎～阿武隈川口	3		1		1	1	2			1	1	4		14
阿武隈川口～犬吠埼	2		3		2	4	2			3	4			20
犬吠埼～野島崎	3		1		1	2	1			5	1			14
野島崎～天竜川口	10	6	9		3	3	1			9	4	2	1	48
天竜川口～新宮川口	3	2	2		2		1			1		7	1	19
新宮川口～日ノ御崎	5						1			2				8
蒲生田岬～高茂崎	7	2	2							3	1		1	16
竜飛岬～鼠ヶ関	1	1	2		1					1				6
鼠ヶ関～糸魚川	2							1		2	3		2	10
糸魚川～経ヶ岬	4		7	1	3	4	1			4	2			26
経ヶ岬～川尻岬	6	3	2		1	2	1	1		5	5	2		28
隱岐諸島										4				4
川尻岬～鳥帽子島	9		9		2	1	1			1	3			26
対馬列島	4	1	4				1	3		5				18
鳥帽子島～坊ノ岬	16	4	20		6			4		9	5	4	2	70
坊ノ岬～鶴御崎	4	3	5		1	5	1	1	1	6	1			28
南西諸島	6	9	19		7	1	1			4	8		2	57
南方諸島			2							1				3
合 計	102	40	94	2	35	28	15	15	1	78	48	21	10	489

領 海 外	11	1	2		1	7	2	1		21	7			53
-------	----	---	---	--	---	---	---	---	--	----	---	--	--	----

資料 8 平成 24 年 船種・海難種類別発生隻数（理事官が立件したもの）

(単位:隻)

船種\海難種類	衝突	衝突(単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関損傷	死傷等	施設等損傷	安全・運航阻害	合計	
旅客船	13	21	9		1	5		1	1	9	9		5	74	
貨物船	111	86	45			6	5	2		28	3	8	2	296	
油送船	19	8	4				1			10		1		43	
漁船	209	20	49	1	22	14	7	19	1	65	42	5		454	
引船	19	14	7	1	1	6		1		3	2	2		56	
押船	8	7	4			1	1			1				22	
作業船	8	6	5		2	4				1		2		28	
はしけ	6	5	1			2								14	
台船	10	4	5			2								21	
交通船	1	2				1		1				1		6	
水先船														0	
公用船	4	4	1							2	1	1	1	14	
遊漁船	17	2	5			3		2			1	1	1	32	
瀨渡船		3	2							1	2	1		9	
プレジャーボート	モーター ボート	75	7	43	2	23	9	7	1		15	14	23	3	222
	水上オート バイ	18	6	4			2				2	18		5	55
	ヨット	5		8		1	3	1			1		4		23
	ボート	4		0		1						1			6
	小計	102	13	55	2	25	14	8	1	0	18	33	27	8	306
その他		1		1								3			5
不詳		5	1												6
合計	533	196	193	4	51	58	22	27	2	138	96	49	17	1,386	

資料9 平成24年 海難種類・トン数別発生隻数（理官が立件したもの）

(単位：隻)

海難種類\トン数区分	20トン未満	20トン以上100トン未満	100トン以上200トン未満	200トン以上500トン未満	500トン以上1,600トン未満	1,600トン以上3,000トン未満	3,000トン以上5,000トン未満	5,000トン以上10,000トン未満	10,000トン以上30,000トン未満	30,000トン以上	不詳	合計
衝突	246	17	35	64	17	11	12	12	10	8	101	533
衝突(単)	41	8	23	62	22	6	3	10	1	2	18	196
乗揚	97	5	15	32	10		2		3	1	28	193
沈没	3									1		4
転覆	24	1	1	1							24	51
遭難	21	3	9	3	4	2			1		15	58
浸水	9		2	6		1					4	22
火災	19	1	2	1							4	27
爆発	1		1									2
機関損傷	32	10	32	37	8		1		1		17	138
死傷等	53	4	7	5		1		1	1		24	96
施設等損傷	15	3	3	6	2	1					19	49
安全・運航阻害	3	2	1	1	2						8	17
合計	564	54	131	218	65	22	18	23	17	11	263	1,386

資料 10 平成 24 年 船種・トン数別発生隻数（理事官が立件したもの）

(単位:隻)

船種	トントン区分 20トン未満	20トン以上 100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 500トン未満	500トン以上 1,600トン未満	1,600トン以上 3,000トン未満	3,000トン以上 5,000トン未満	5,000トン以上 10,000トン未満	10,000トン以上 30,000トン未満	30,000トン以上	不詳	合計
旅 客 船	22	10	13	6	5	5	4	5	2		2	74
貨 物 船	1	1	38	154	37	14	7	18	13	8	5	296
油 送 船		4	10	15	9		2			3		43
漁 船	328	29	43	24	3		1				26	454
引 船	18	5	19	10		1					3	56
押 船	13	1	5	2							1	22
作 業 船	13			2	3				1		9	28
はしけ				1	2	1	3				7	14
台 船	1			1	5	1	1				12	21
交 通 船	2										4	6
水 先 船												0
公 用 船	3	3	2	3	1						2	14
遊 漁 船	26										6	32
瀬 渡 船	8										1	9
プレジャーボート	モーター ボート	87	1								134	222
	水上オートバイ	32									23	55
	ヨット	9									14	23
	ボート										6	6
	小計	128	1	0	0	0	0	0	0	0	177	306
そ の 他	1										4	5
不 詳			1						1		4	6
合 計	564	54	131	218	65	22	18	23	17	11	263	1,386

資料 11 平成 24 年 海難種類別・死傷者等の状況（理事官が立件したもの）

(単位:人)

区分 海難種類	船 員			旅 客			その他			小 計			合計	
	死亡	行方不明	負傷	死亡	行方不明	負傷	死亡	行方不明	負傷	死亡	行方不明	負傷		
衝 突	5	13	53	1		4	1			20	7	13	77	97
衝突(単)			14			7				15	0	0	36	36
乗 揚	1		7			7				8	1	0	22	23
沈 没			3							0	0	3	3	
転 覆	3	1	4				2	1	2	5	2	6	13	
遭 難	1		5			10	1			1	2	0	16	18
浸 水										0	0	0	0	
火 災			2							0	0	2	2	
爆 発			1							0	0	1	1	
機関損傷			3	1		4				1	0	7	8	
死傷等	21	6	22			12	5	1	34	26	7	68	101	
施設等損傷										0	0	0	0	
安全・運航阻害										0	0	0	0	
小 計	31	20	114	2	0	44	9	2	80	42	22	238	302	
合 計	165			46			91			302				

資料 12 平成 24 年 船種別・死傷者等の状況（理事官が立件したもの）

(単位:人)

区分 船種	船員			旅客			その他			小計			合計
	死亡	行方不明	負傷	死亡	行方不明	負傷	死亡	行方不明	負傷	死亡	行方不明	負傷	
旅客船	1		6			17				1	0	23	24
貨物船	2		2							2	0	2	4
油送船										0	0	0	0
漁船	25	20	60				1		5	26	20	65	111
引船			7							0	0	7	7
押船			1							0	0	1	1
作業船	1		1						2	1	0	3	4
はしけ										0	0	0	0
台船										0	0	0	0
交通船										0	0	0	0
水先船										0	0	0	0
公用船									1	0	0	1	1
遊漁船			2	1		12			3	1	0	17	18
瀬渡船			1	1		11			1	1	0	13	14
プレジャーボート	モーターボート	2		17			2	6	2	32	8	2	51
	水上オートバイ			14			2			29	0	0	45
	ヨット			2					1	0	0	3	3
	ボート			1				2		1	2	0	4
	小計	2	0	34	0	0	4	8	2	63	10	2	101
その他										5	0	0	5
不詳										0	0	0	0
小計	31	20	114	2	0	44	9	2	80	42	22	238	
合計	165			46			91			302			302

資料 13 平成 24 年 船種・海難種類別申立て隻数

(単位:隻)

船種	衝突 (単)	衝突 (単)	乗揚	沈没	転覆	遭難	浸水	火災	爆発	機関 損傷	死傷等	施設等 損傷	安全 運航 阻害	合計
旅客船	2	3	3								1		1	10
貨物船	41	14	27		1			2		1	3	2		91
油送船	5	1	4					1						11
漁船	129	13	31	1	12	2				7	6	3	1	205
引船	8		1		1	1						1		12
押船	4		2			1								7
作業船	6	1	1		2	2						3		15
はしけ	5		1											6
台船	5		2			1								8
交通船	1	1												2
水先船		1			1									2
公用船	2		1		1						1			5
遊漁船	13	1	3			1							1	19
瀨渡船		2	2								1	1		6
プレジャーボート	モーターボート	58	2	19		6	2	2			3	10	1	103
	水上オートバイ	7	1								5			13
	ヨット	2		2								1		5
	ボート	5												5
	小計	72	3	21	0	6	2	2	0	0	0	8	11	126
その他			1								1			2
合計	293	40	100	1	24	10	2	3	0	8	21	21	4	527

資料 14 平成 24 年 裁決におけるトン数・船種別隻数

(単位:隻)

船種 トン数区分	旅客船	貨物船	油送船	漁船	遊漁船	プレジャーボート	作業船等	交通船	公用船	瀕渡船	その他	合計
トン数表示なし					4	57	6				1	68
5トン未満				88	12	38	1			1		140
5トン以上20トン未満	2			70	9	11	7		1	3	1	104
20トン以上100トン未満		2	1	9			3		2			17
100トン以上200トン未満	1	15	3	8			6					33
200トン以上500トン未満		42	4	4			3				1	54
500トン以上1,600トン未満	1	11	5				3					20
1,600トン以上3,000トン未満		2					2					4
3,000トン以上5,000トン未満	1	1	4				1					7
5,000トン以上10,000トン未満		5										5
10,000トン以上30,000トン未満		3										3
30,000トン以上		5	1									6
合計	5	86	18	179	25	106	32	0	3	4	3	461

※「作業船等」には、作業船のほか、引船、押船、バージ、台船等を含みます。

平成 25 年版レポート 海難審判

平成 25 年 12 月発行

海難審判所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話 03-5253-8821 F A X 03-5253-8947

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jmat/>

メールアドレス jmat@mlit.go.jp

※ 表紙写真の一部に、海上保安庁発行の海図を使用しています。